

拷問およびその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰の禁止条約⁽¹⁾

(Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment) (以下、拷問等禁止条約という)

に つ い て

——新条約紹介——

小 寺 初 世 子

- (1) 本条約は一九八四年十二月一日、第三九回国際連合総会において決議 39/46 として採択された。公定訳はまだない。したがって、これとよく似た表現をもつ世界人権宣言五条 (“No one shall be subjected to torture or to cruel, inhuman or degrading treatment or punishment.”) 【何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱い若しくは刑罰を受けることはない。】横田・高野編『国際条約集』、および市民的及び政治的権利に関する国際規約七条 (“No one shall be subjected to torture or to cruel, inhuman or degrading treatment or punishment.”) 【何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。】(公定訳)を参考にした。おそらく後者に近い公定訳が付けられるものと思われる。新条約の全文の、筆者による仮訳を末尾に資料として添付した。

目 次

はじめに

第一章 新条約制定の背景

第二章 新条約制定の経緯

第三章 新条約の構成と各条の概要

第四章 新条約の特色

おわりに

はじめに

第二次大戦後の国際法の特色の一つとして、人権の保護に関する国際文書（条約、宣言等）の充実を見逃がすこととはできないが、たしかに、国際連合は、その活動開始以来、『人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守』（憲章五五条C）を『促進する』（同条本文）という目的の達成に熱心であり、総会その他の機関やILO、ユネスコといった専門機関の努力によって、多くの国際文書を採用して来た。

こうした文書は、条約だけに限っても、すでに相当な数に達しているはずである。すなわち、一九四七年に採択された旧人身売買防止条約改正議定書をはじめとして、翌一九四八年にはジュネーブ四条約や旧白奴条約改正議定書、ならびに人身売買禁止条約、一九五一年の難民条約、一九五二年の婦人参政権条約、一九五三年の旧奴隷条約改正議定書、一九五四年の無国籍者条約、一九五六年の奴隷制等廃止追加条約、一九五七年の妻の国籍条約、一九六一年の無国籍減少条約、一九六二年の婚姻年令条約、一九六六年の国際人権規約中のA規約、B規約、およびB規約選択議定書と同年の難民議定書、一年さかのぼって、一九

六五年の人種差別撤廃条約、一九六八年の時効不適用条約、一九七〇年のハイジャック防止条約、一九七一年の民間航空不法行為防止条約⁽⁴⁾、一九七三年のアバルト・ヘイト条約、同年の外交官等保護条約、一九七七年のジュネーヴ四条約に対する二追加議定書、一九七九年の人質行為防止条約、一九七九年の婦人差別撤廃条約⁽⁵⁾など、思いつくまに並べただけでも、その数は、たちまち二〇を越えてしまう。しかもこれは、ILO等の専門機関関係の条約を除いた数なのである。

(2) ILO（国際労働機関）は設立の歴史も古く、ここで労働者保護のために採択されて来た条約——いわゆるILO条約は、すでに一九九（一九八三年六月現在）に達しているが、これらの中で、人権条約として通常カウントされているのは、強制労働条約（二九号）、団結権条約（八七号）、団交権条約（九八号）、男女同一価値労働同一賃金条約（二〇〇号）、雇用政策条約（一二二号）、労働者代表保護条約（二三五号）など、限られたものだけである。ユネスコ関係の条約の主なものとしては、教育差別禁止条約があげられる。

(3) ジュネーヴ四条約の正式名称については、注(5) 付表1参照。これに、二追加議定書を加えて、国際人道法条約と分類する場合もある。たとえば、藤田久一「国際人道法」世界思想社 一九八〇年 第一章参照。

(4) ハイジャック防止条約および本条約は人権条約でなく、国際交通法条約と分類されることも多い。わが国の「現行法規総覧」95参照。

(5) 文中使用した条約の略称は、極めて恣意的なものもあるので、以下にその正式名称（日本語訳及び英語名）と、採択（又は署名・批准に開放）した日、効力発生日、及び日本についての効力発生日又は公布日（日本が当事国の場合）を付しておく。

付表1参照。

付表1

① 旧人身売買防止条約改正議定書Ⅱ一九二一年九月三〇日ジュネーヴにおいて締結された婦人及び児童の人身売買禁止のための条約ならびに一九三三年一月一日ジュネーヴにおいて締結された成年婦人の人身売買禁止のための条約を改正する議定

書 (Protocol to amend the Convention for the Suppression of the Traffic in Women and Children, concluded at Geneva on 30 September 1921, and the Convention for the Suppression of the Traffic in Women of Full Age, concluded at Geneva on 11 October 1933) 1947. 11. 12, (発効日不詳) 未批准。

② シュンサイド条約 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約 (Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide) 1948. 12. 9. 1951. 1. 12, 未批准。

③ シュネーヴ第一條約 (傷病兵保護条約) 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する一九四九年八月一二日のシネネーヴ条約 (Geneva Convention for the Amelioration of the Condition of the Wounded and Sick in Armed Forces in the Field) 1949. 8. 12. 1950. 10. 21. 1953. 10. 21.

④ シュネーヴ第二條約 海上にある軍隊の傷者、病者および難船者の状態の改善に関する条約 (Geneva Convention for the Amelioration of the Condition of the Wounded, Sick and Shipwrecked in Maritime Warfare) 1949. 8. 12. 1950. 10. 21. 1953. 10. 21.

⑤ シュネーヴ第三條約 (捕虜待遇条約) 捕虜の待遇に関する一九四九年八月一二日のシネネーヴ条約 (Geneva Convention Relating to the Treatment of Prisoners of War) 1949. 8. 12. 1950. 10. 21. 1953. 10. 21.

⑥ シュネーヴ第四條約 (文民保護条約) 戦時における文民の保護に関する一九四九年八月一二日のジュネーヴ条約 (Geneva Convention Relating to the Protection of Civilian Persons in Time of War) 1949. 8. 12. 1950. 10. 21. 1953. 10. 21.

⑦ 旧白奴条約改正議定書 一九〇四年五月二八日、パリにおいて署名された白奴輸送の防止のための国際取り極め及び一九〇五年五月四日、パリにおいて署名された白奴輸送の防止のための国際条約を改正する議定書 (Protocol amending the International Agreement for the Suppression of the White Slave Traffic, signed at Paris on 18 May 1904, and the International Convention for the Suppression of White Slave Traffic, signed at Paris on 4 May

- 1910) 1949. 5. 4, 不祥、未批准。
- ⑧ 人身売買（禁止）条約|| 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約 (Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and of the Exploitation of the Prostitution of others) 1949.12.2, 1951.7.25, 1958 7.30 (公布)。
- ⑨ 難民条約|| 難民の地位に関する条約 (Convention Relating to the Status of Refugees) 1951.7.28, 1954.4.22, 1982.1.1.
- ⑩ 婦人参政権条約|| 婦人の参政権に関する条約 (Convention on the Political Rights of Women) 1952.12.20, 1954.7.7, 1955.10.11 (公布)。
- ⑪ 旧奴隷条約改正議定書|| 一九二九年九月二五日、ジュネーブにおいて署名された奴隷条約を改正する議定書 (Protocol amending the Slavery Convention signed at Geneva on 25 September 26) 1953.10.23, 1953.12.7, 未批准。
- ⑫ 無国籍者条約|| 無国籍者の地位に関する条約 (Convention relating to the Status of Stateless Persons) 1954. 9.28, 1960.6.6, 未批准。
- ⑬ 奴隷制等廃止追加条約|| 奴隷制、奴隷取引並びに奴隷制類似の制度及び慣行の廃止に関する追加条約 (Supplementary Convention on the Abolition of Slavery, the Slave Trade, and Institutions and Practices Similar to Slavery) 1956.4.30, 1957.4.30, 未批准。
- ⑭ 妻の国籍条約|| 既婚婦人の国籍に関する条約 (Convention on the Nationality of Married Women) 1957.1.29, 1958.8.11, 未批准。
- ⑮ 無国籍減少条約|| 無国籍の減少に関する条約 (Convention on the Reduction of Statelessness) 1961.8.30, 1975, 1975.12.13, 未批准。
- ⑯ 婚姻年令条約|| 婚姻への同意、婚姻最低年令及び婚姻の登録に関する条約 (Convention on Consent to Marriage,

- Minimum Age for Marriage and Registration of Marriages) 1962. 11. 7, 1964. 12. 9, 未批准。
- ①⑦ 人種差別撤廃条約（あひるんぎょうのじんしゅさべつ）の撤廃に関する国際条約 (International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination) 1965. 12. 21, 1969. 1. 4, 未批准。
- ①⑧ A規約（あきぎょう）経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) 1966. 12. 16, 1976. 1. 3, 1979. 9. 21.
- ①⑨ B規約（びぎょう）市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights) 1966. 12. 16, 1976. 3. 23, 1979. 9. 21.
- ②⑩ B規約選択議定書（あひるんぎょうせんたくぎぎていしょ）市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書 (Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights) 1966. 12. 16, 1976. 3. 23, 未批准。
- ②⑪ 難民議定書（なんめいぎていしょ）難民の地位に関する議定書 (Protocol Relating to the Status of Refugees) 1966. 11. 18, (1967. 1. 31), 1967. 10. 4, 1982. 1. 1.
- ②⑫ 時効不適用条約（じきうふたうようじょうやく）戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効の不適用に関する条約 (Convention on the Non-Applicability of Statutory Limitations to War Crimes and Crimes against Humanity) 1968. 11. 26, 1970. 11. 11, 未批准。
- ②⑬ ハイジャック防止条約・航空機不法奪取防止条約（はいじゃくげんじじょうやく・こうくうきふぽうたうしゆせうげんじじょうやく）（ハーグ条約）（はーぐじょうやく）航空機の不法な奪取の防止に関する条約 (Convention for the Suppression of Unlawful Seizure of Aircraft) 1970. 12. 16, 1971. 10. 14, 1971. 10. 14.
- ②⑭ 民間航空不法行為防止条約（もんとりおーるじょうやく）民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約 (Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Civil Aviation) 1971. 9. 23, 1973. 1. 26, 1974. 7. 12.
- ②⑮ アパルトヘイト条約（あぱるとへいとじょうやく）アパルトヘイトの罪の防止と処罰に関する国際条約 (International Convention on the Suppres-

sion and Punishment of the Crime of Apartheid) 1973. 11. 30, 1976. 7. 18, 未批准。

②⑥ 外交官等保護条約||外交官を含む国際的に保護される者に対する犯罪の防止及び処罪に関する条約 (Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons, including Diplomatic Agents) 1973. 12. 14, 1977. 2. 20, 未批准。

②⑦ ジュネーブ諸条約追加第一議定書||一九四九年八月二二日のジュネーブ諸条約に追加される国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書 (Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and Relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts) 1977. 12. 12, 1978. 12. 7, 未批准。

②⑧ ジュネーブ諸条約追加第二議定書||一九四九年八月二二日のジュネーブ諸条約に追加される非国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書 (Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and Relating to the Protection of Victims of Non-International Armed Conflicts) 1977. 12. 12, 1978. 12. 7, 未批准。

②⑨ 人質行為防止条約||人質行為防止国際条約 (International Convention against the Taking of Hostage) 1979. 12. 17, 不詳、未批准。

③⑩ 婦人差別撤廃条約||婦人に対するあらゆる形態の撤廃に関する条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women) 1979. 12. 18, 1981. 9. 3, 未批准。

(6) 人権条約にどのような条約を含めるかについては、必ずしも確立した基準があるわけではなく、したがって、その数もまちまちとなる。たとえば、資料は少し古いが一九七八年に(世界人権宣言採択三〇周年)を記念して出された国連資料“Human Rights—A Compilation of International Instruments” ST/HR/1/Rev. 1 では二〇の条約と二〇の宣言(又は決議)とを収録している。

ところで、このように国連の活潑な人権保護活動の流れには、一九六〇年代を境として、ある質的変化の生じたことが

指摘されている。⁽⁷⁾すなわち、世界人権宣言に示された人権理念の底流をなすものが、いわゆる「個人」の基本的な人権を重視する西欧の伝統的人権思想であったの⁽⁸⁾に對して、一九六〇年代以降は、第三世界の諸国及び社会主義諸国の強い支持の下に、民族自決、植民地解放、ネオコロニアリズム打倒、人種差別撤廃、少数者保護、宗教的不寛容の打破、婦人差別撤廃等の運動と結びついた、いわゆる「集団」の人権保護にむしる重点がおかれるようになって来たというのである。このことは、右に時代を追って摘記した人権条約をべつしても、明らかであろう。⁽⁹⁾

昨年末、第三九回国連総会での採択が報じられた、拷問等禁止条約もまた、この新しい流れに乗って制定された条約であるように思われる。

筆者がこの条約に興味をもったのは、つぎのよな理由に基づいている。それは、本条約が禁止しようとしている「拷問」が一方では、「ジェノサイド」や「アパルトヘイト」⁽¹⁰⁾と同列におかれるべき、人間の尊厳を侵す最もおぞましい（国際）犯罪行為の一つとされていながら、他方においては、それが、「海賊」や「ハイジャック」といった、国際交通を阻害する、どちらかといえば行政犯罪的な国際的犯罪行為について発達して来た処罰の枠組が適用されようとしており、この意味で、人権条約の分野における新しい動向が感じとられるからである。

しかし、何分、本条約自体が極めて最近に採択されたものであり、在京の国連広報センターを通じて手許に集め得た資料は、総会関係のものが若干不足しているので、多少情報不足が懸念されるが、とりあえず、手持の資料で、新条約を紹介することとした。⁽¹¹⁾

(7) 外務省『わが外交の近況』第一九卷上巻 昭和五〇年版 三四二頁。

(8) このことは、世界人権宣言の採択に際して、社会主義国、一部の非西欧諸国から、白票の投ぜられた事実が示している。

(9) 大体、一九六五・六年、つまり、人権規約、人種差別撤廃条約採択の頃が、転換期のように思われる。

- (10) 拷問を国際犯罪とする考え方は、拷問等禁止宣言二条には明記されていたか、条約案起草過程では、若干の委員がこれを支持したにもかかわらず（ESCOR. 1978, P. 30, para. 9 参照）、結局容れられず、各国がこれを国内刑法上の犯罪として規定する義務を条約上負う（四条）形にとどまった。
- (11) ジェノサイド条約やパルト・ヘイト条約には、後述する universal criminal jurisdiction の考えは、とり入れられていない。しかし、これら両条約には international criminal jurisdiction の制度が採用されている。ジ条約六条・ア条約五条参照。
- (12) 総会資料も内容的には、余り変わらないと思われるが、引用コードは全て変更される筈である。
- (13) 一九七五年度以降の各年度における国連年鑑の他、人権委員会作業グループの討議過程を記すものとして、以下の資料を用いた。付表2参照。

付表 2

- ① 資料名不祥 ESCOR 1978, Supp. No. 4, Commission on Human Rights, Report on the 34th session (6 Feb. —10 March 1978), pp. 6, 121—122, 28—35,
- ② 資料名不祥 ESCOR 1979, Supp. No. 6, Commission on Human Rights, Report on the 35th session (12 Feb. —16 March 1979), pp. 1—2, 124, 34—45.
- ③ E/1980/13; E/CN.4/1408 ESCOR 1980, Supp. No. 3, Commission on Human Rights, Report on the 36th session (4 Feb. —14 March 1980), pp. 1—76.
- ④ E/1980/13/Add.1; E/CN.4/1408/Add.1 ESCOR 1980, Supp. 3A, Commission on Human Rights, Addendum to the Report on the 36th session (4 Feb. —14 March 1980), p. 124—128.
- ⑤ E/1981/25; E/CN.4/1475 ESCOR 1981, Supp. No. 5 Commission on Human Rights, Report on the 37th

- session (2 Feb.—13 March 1981), pp. 4~5, 50~71.
- ㉑ E/1982/12; E/CN.4/1982/30, ESCOR 1982, Supp. No. 2, Commission on Human Rights, Report on the 38th session (1 Feb.—12 March 1982), pp. 5, 44~47.
- ㉒ E/1983/13; E/CN.4/1983/60, ESCOR 1983, Supp. No. 3, Commission on Human Rights, Report on the 39th session (31 Jan.—11 March 1983), pp. 6, 7, 50~53, 182, 183.
- ㉓ E/CN.4/1983/SR.23 (18 Feb. 1983), Commission on Human Rights, 39th session. Summary Record of the 23rd meeting (16 Feb. 1983), pp. 1~18.
- ㉔ E/CN.4/1983/SR.31 (25 Feb. 1983), Commission on Human Rights, 39th session, Summary Record of the 31st meeting (22 Feb. 1983), pp. 1~14.
- ㉕ E/CN.4/1983/63 (25 March 1983), Commission on Human Rights, 39th session 第三十九屆會議報告書 Report of the Working Group. pp. 1~23 附錄 Annex pp. 1~13.
- ㉖ E/CN.4/1983/SR.54/Add. 1 (18 Apr. 1983), Commission on Human Rights, 39th session, Summary Record of the 54th meeting (9 March 1983), pp. 1~14.
- ㉗ E/CN.4/1984/SR.18 (23 Feb. 1984), Commission on Human Rights, 40th Session, Summary Record of the 18th meeting (17 Feb. 1984), pp. 1~25.
- ㉘ E/CN.4/1984/SR.33 (5 March 1984), Commission on Human Rights, 40th session, Summary Record of the 33rd meeting (29 Feb. 1984), pp. 1~18.
- ㉙ E/CN.4/1984/SR.32 (6 March 1984), Commission on Human Rights, 40th session, Summary Record of the 32nd meeting (28 Feb. 1984), pp. 1~20.
- ㉚ E/CN.4/1984/SR.34 (6 March 1984), Commission on Human Rights, 40th session, Summary Record of

the 34th meeting (29 Feb. 1984), pp. 1~21.

⑨ E/CN.4/1984/72 (9 March 1984), Commission on Human Rights, 40th session. pp.13, Annex pp. 1~12.

⑩ E/CN.4/1984/SR.42 (14 March 1984), Commission on Human Rights, 40th session, Summary Record of the 42nd meeting (6 March 1984), pp. 1~29.

⑪ A/39/708 (7 Dec. 1984), General Assembly, 39th session, pp. 1~20.

⑫ International Legal materials, Vol. XXIII, No. 5, Sept. 1984. pp. 1027~1037.

⑬ A/RES/39/46 (17 Dec., 1984), General Assembly, 39th session, pp. 1~16.

第一章 新条約制定の背景

拷問に関して、こうした禁止条約の制定をもたらした国際社会の近年の実情を、まず簡単に紹介することとしよう。実際のところ、わが国の歴史をふり返っても、石川五右衛門の釜ゆでの刑とか、鋸引きの刑とかといった伝説めいた古い事例まで遡るまでもなく、第二次大戦中の特別高等警察（いわゆる特高）による思想犯容疑者の拷問など、残虐な刑罰や拷問の記録は、つい最近まで残っていた。にもかかわらず、戦後、民主化された警察制度の下で、拷問の記憶はすでに薄れ、日本の一般的な市民の心の中から消え去ろうとしている。したがって、本条約の制定は、『なぜ、今頃、拷問禁止条約を制定したりする必要があるのか』と、むしろ軽いとまどいをさへ、われわれに感じさせるからである。

条約案起草の過程⁽¹⁾でこの作業を担当した人権委員会の作業グループにおいて、アムネスティ・インターナショナル⁽²⁾代表は、つぎのようなショッピングな発言を行なっている。すなわち、『当団体をはじめ、その他の非政府間機構⁽³⁾は、拷問（の事実）についての憂慮すべき報告を、継続して受けとっているが、それらの報告によれば、近年では、国連加盟国の半数

以上が、拷問を行なっているという。もつとも、我々の方で確認した結果、この数は、若干過大であることが判明したが、それでも、世界の各国政府の三分の一以上が、一九八〇年代に入ってからでも、拷問や囚人虐待を行ない、あるいはそれらを黙認し、その犠牲者は、同じ期間だけでも数百万人を数えることができる。今日では、拷問は多くの国家において蔓延し、ほとんど制度的にさへなっている。これらの国家においては、官憲が、暴力的又は非暴力的な反対勢力を打倒するため、もしくは力で情報を入手するために、故意に拷問を用いることが、しよつ中ある。⁽⁷⁾ ということである。

こうした現代の拷問の実態を、より具体的に伝えているのは、『人種間及び人民間の友好的団結を進める国際運動』⁽⁸⁾の代表の言葉である。彼女はイラン国内の囚人の処遇についてふれ、次のような驚くべき事実を報告した。

たとえば、イランでは、拷問や秘密裡の処刑が余りに広く行なわれているので、同国の若干の指導者さへもが、(その中止を)部下に指示したほどであるとか、監獄の責任者達が『囚人の要求を充してやらない』ことに対して批判され、収監者に抛れば、大量囚人の秘密処刑や拷問の事実が浮び上って来たとかいう事実。

また、最近、テヘランにあるエビン・ガオル(監獄)を訪ねて来たある医事問題報道員の報告に抛れば、四九〇人の囚人が、一夜のうちに銃殺され、その中には一五人の児童が含まれていたこと、しかもその一人は生後一か月目の乳児であり、その母親は、その子の出産後九日目に逮捕されされていたこと。しかしこの母親は、まだ正式の取り調べを受ける前の身であったので、役人の面前で、(この件について、この報道員に対し)、話し続けることを躊躇した⁽⁹⁾こと。この報道員は、他の報道員達とともに、最も進歩した洗脳方法を使用した「群集さんげ(Mass repentance)」集会に出席したこと等の事実。⁽¹⁰⁾

又、彼女が所属する団体に送られて来た報告によれば、イランには四〇〇以上の監獄があるが、それでも囚人の数がふえるにつれて彼らを収容し切れなくなり、多くの人達が、政治犯収容所や、⁽⁸⁾どことも所在の知れない場所に収容されてい

るといふ事実。⁽⁹⁾

また、現在イランでは、一〇万人以上の政治犯が収容されているが、彼等に与えられている取扱いは、最低基準をはるかに下廻るものであること。特に収容所の狭さ、衛生設備、医療施設及び食事の貧しさが目立つこと。囚人は皆、数々の病気に苦しみ、緩慢な死（の危険）にさらされていること。シラズにあるアデル・アバド監獄では、すべての女囚が、その食物に混入された大量の樟脳のために、深刻なホルモン失調と皮膚掻痒症に悩まされているといふ事実。

また、イランでは、児童や母親も、大量に捕えられていること。両親を処刑されてしまった児童および母親と一緒に収監されている児童は、營養失調や介護不足のために、小児癱瘓やくる病に侵されていること。沢山の児童が死亡し、生き残っている児童も他の囚人による介護を必要とする状態にあること。妊娠中の婦人も投獄され、拷問されるために、病氣や不具の子供を出産していること。母親から情報を引き出すために、その乳呑児に対する粉乳の一日割り当て分が、時には支給を止められるといふ事実。⁽¹¹⁾

また、囚人のほぼ半数を占める女囚の取扱いも、児童の場合と比べて、一向によくはないこと。女囚達は、その子供達の見ている前で、拷問され、強姦され、鞭で打たれ、さらに、殴打されていること。彼女らは電気ショックを与えられたり焼かれたりしていること。いくつかの報告によれば、シラズに在るアデル・アバド監獄では、女囚が毎日、二〇〜三〇回鞭打たれていること。北部イランにあるラヒジャン監獄では、囚人に自白を強制するため、女性を含むすべての囚人に、拷問者が、酸をふりかけたこと。西部イランにあるケルマンシャー監獄では、一九八三年八月八日に四人の少女囚人が、その髪を切り取られ、拷問され、強姦され、手足を切断された後で、処刑されたといふ事実。⁽¹²⁾

また、以上のような身体に対する拷問だけでなく、イランにおいては、政治犯に対して心理的な拷問も、広く一般的に行なわれているという。たとえば、若干の囚人は、今から銃殺刑に処すると告げられ、その後も何度かこうした偽の処刑にさらされたとか、訊問の途中でも、処刑のふりがなされたとか、いくつかの収容所では、囚人が仲間の囚人の処刑に立

ち合うよう強制され、また処刑（の状況を写した）映画が、囚人のいる所で上映されたとか、囚人が、銃殺された仲間の人々に「情けの一撃 (coup de grâce)」を与え、あるいは協力しなければ処刑するとの脅しの下に、銃殺隊に加わることを強制されたとか、ある囚人は、他の囚人達が拷問を受けてあげる苦痛の叫び声を数日間、聞くよう強制されたり、あるいは、他の囚人達が拷問されている現場に立ち合うよう強制されたりしたとかいった事実⁽¹³⁾などである。

IMFURP代表の報告にある事実のすべてが検証済みのものとはいえないにしても、なお、ここから、われわれは現代の社会に拷問というものが行なわれているという事実を認めざるを得ないであろう。

なお、ここでも「ばら槍玉にあげられたイランは、「イラクが、石油という切り札を持っているから、どの国も、その悪事を暴露しなだけだ」と、暗にイラクにもそうした事実のあることを示唆している⁽¹⁴⁾。

なお、こうした実情暴露も含めて、非政府間機構で行なう報告は、特定国家を攻撃するために行なわれるのではないことが決定されている⁽¹⁵⁾。

- (1) 条約案の起草を担当した機関、およびその作業の経過については、次章を参照されたい。
- (2) Amnesty International. 本部をロンドンに置く国際的な人権擁護組織。世界人権宣言の趣旨に基づき、囚人の人権擁護を目的とする非政府間機構(NGO)として、一九六一年に設立された。一九七七年には、ノーベル平和賞を受賞している。
- (3) Non-Governmental Organization (つまりNGOのこと。本条約の起草に当り、人権委員会は、各種NGOの活潑な参加の下に、その作業を進めた。そうしたNGOの中には、Amnesty Internationalの他に、International Commission of Jurists, International League of Human Rights, Commission of the churches on International Affairs (World Council of churches), Pax Romana, International Federation of Human Rights, International Confederation of Free Trade, World Peace Council, Woman's International Democratic Federation, Minority Rights Group

- などによつてなされる。E/CN.4/1408, p. 51, paras. 198 and 200.
- (4) E/CN.4/1984/SR.33, p. 13, para. 49.
- (5) International Movement for Fraternal Union Among Races and Peoples (以下「IMFURP」といふ)。NGO の一つと思われる。
- (6) ここにいう「囚人」が、イラン・イラク戦争による捕虜をも含むのかどうかは、彼女の発言からは明白ではない。今回採択された拷問等禁止条約が、戦時もしくは武力紛争時の被拘禁者の取り扱いに係属していないことについては、アメリカの代表が主張しているが——捕虜の処遇については、一九四九年ジュネーブ条約及び一九七七年追加議定書が適用されるという——（以上の主張については、E/CN.4/72, p. 2, para. 5 参照）イランも、戦時における捕虜の拷問の禁止については、その為の条約を別に制定することが必要なのであって、このような条約は不要であるかの如く発言し、暗にアメリカ代表の考え方と同じ考えをもつことを示している（E/CN.4/1983/SR.54/Add. 1, p. 4, para. 13 参照）。
- もっとも、戦時であっても、たとえば日本の特高警察が、民間人たる思想犯容疑者に加えたような拷問は、本条約に禁止する拷問に当るであろうから、イランにこういう例がありうることは、ジュネーブ条約や追加議定書の規定を充実にすることに加え、このような条約を制定することも必要であろう。
- (7) 以上の事実については、E/CN.4/1984/SR.33, pp. 16～17, para. 38 参照。
- (8) 英語では“High-Security Centers”であるが、文脈上このように訳して見た。
- (9) Ibid., p. 17, para. 59.
- (10) 原文は大文字を用いていないが、おそらくこれは、一九五五年に「犯罪の防止及び犯罪人の取扱いに関する第二回国連会議」が採択した『被拘禁者の取扱いのための最低基準規則 (Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners)』の定める基準を指しているものと思われる。次章注(8)参照。なお、本規則の筆者仮訳を資料IVとして末尾に添付した。
- (11) 以上の事実については、E/CN.4/1984/SR.33, p. 17, para. 60 参照。

- (12) 以上の事実については、Ibid., p. 17, para. 61 参照。
 (13) 以上の事実については、Ibid., p. 17, para. 62 参照。
 (14) E/CN.4/1983/SR.54/Add.1, p. 4, para. 14.
 (15) E/CN.4/1408 (E/1980/13), p. 51, para. 199.

第二章 新条約制定の経緯

『歴史をふり返って見れば、人類は、あらゆる時代において、拷問を行なっていた。のみならず、過去において、拷問は合法的なものでさへあった。』ギリシャの代表は、国連の人権委員会において、拷問につき、このように述べている。⁽¹⁾

しかし、近代に入って、個人の尊厳を基調とする基本的人権尊重の思想が発達するにつれ、拷問は次第に禁じられるようになった。⁽²⁾

国際法の分野では、一九四八年一月二〇日、第三回国連総会で採択された世界人権宣言の五条が始めてその禁止を規定した。すなわち、同条により『何人も、拷問又は残虐、非人道的若しくは屈辱的な取扱い若しくは刑罰を受けない』ことが、宣言されたのである。もっとも、世界人権宣言は、法的拘束力をもつ条約ではなかったから、この拷問禁止には、実効性が伴ってはいなかった。

人権宣言のこの点を補うために、早期の制定を求められていた国際人権規約は、予想以上にその審議が難行し、ようやく一九六六年一月一六日に第二回国連総会で採択されたが、ここでは市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）の七条が、宣言の五条を受けて、拷問の禁止を定めていた。すなわち、『何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない』というのである。

ところが、この条約はその効力を発生するのに、さらに一〇年近くの年月を必要とした。⁽³⁾ しかも、本規約が効力を発生しても、規約当事国がこの条約に基づいて負う義務は、『その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、……この規約において認められる権利（ここでは、個人が拷問等を受けない権利）を尊重し及び確保する』⁽⁴⁾ 義務であり、そのため『必要な立法その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとる』⁽⁵⁾ 義務であり、さらに被害者の救済のための所要の措置を講ずる義務⁽⁶⁾ であった。つまり、この規約によって、拷問は禁止され、個人が拷問を受けない権利は一応保障されたとはいうものの、ここでは、あることを禁止するために最も有効な方策の一つと考えられているもの、すなわち禁止に対する違反者（拷問者）への『制裁』が全く規定されていなかったためその実効性は、余り期待できなかった。⁽⁷⁾ そのことは、前章でふれたように、一九八〇年代に入ってからでさえも、驚くほど多種多様かつ大量の拷問事例の報告されている事実が、よく立証しているといえよう。つまりイランについて報告されたこれらの拷問事例は、国際人規約、とくにB規約の当事国において起っているのである。

もともと、国際人権規約のいずれの条約もがまだ効力を発生していない一九七五年頃までにも、国連総会では、前述のように、人権を『個人』のものでなく『集団』のものとしてとらえる風潮が支配的になるにつれ、頻発する植民地解放運動、人種差別撤廃運動、政治的・宗教的改革運動等の推進者に対する残酷な弾圧を、拷問行為等として禁止するべきであるとの考え方が、次第に強まって来ていた。

また、国連の経済社会理事会では、すでに一九五七年七月三十一日と一九七七年五月一三日の二度にわたって、『犯罪の防止と犯罪人の取扱いに関する第一回国連会議』が採択した『被拘禁者の取扱いのための最低基準規則（Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners）』⁽⁸⁾ を承認していたが、一九七四年一月六日、国連総会は『犯罪の防止と犯罪人の取扱いに関する第五回国連会議』に対し、前記の最低基準規則の細則作りの一環として、形態のいかんを問わず、抑留又は拘禁されている一切の人を、拷問およびその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰から保

護するための規則の作成を要請し、その成果を一九七五年の総会に報告するよう求める決議を行なっていた。⁽⁹⁾

そして、右の要請に応じて、『第五回国連会議』が総会に提出していた規則案に基づき、国連総会は、一九七五年二月九日、決議3452(XXX)を採択したのであった。⁽¹⁰⁾『拷問およびその他の残虐、非人道又は屈辱的な取扱い又は刑罰からのあらゆる人の保護に関する宣言 (Declaration on the protection of All persons from Being Subjected to Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)』(以下、拷問等禁止宣言という)がそれである。

この宣言は全一二か条からなり、その内容を簡単に紹介すると、まず一条で拷問等を定義した後、続いて、拷問等の行為が犯罪であること(二条)、国家はいかなる場合においても(たとえ戦時下、緊急事態の下でも)、拷問等が行われるのを許容し又は黙認してはならないこと(三条)、国家は拷問等を阻止するために有効な措置を執るべきこと(四条)、法執行官の教育・訓練に際しては、『拷問等の禁止』について充分理解させるべきこと(五条)、容疑者の訊問や被拘禁者の取扱い方法について、定期的に見直しを行なうべきこと(六条)、拷問行為を自国の国内刑法において可罰的犯罪行為と定めるべきこと(七条)、拷問等の犠牲者からの告訴に応じる彼等の救済請求権を認めるべきこと(八条)、犠牲者からの告訴がない時でも、理由があれば、拷問等の犯罪につき、調査を開始するべきこと(九条)、拷問等の事実が確認された時は、刑事手続きを開始すべきこと(一〇条)、拷問等の事実が立証された時は、犠牲者には国内法に基づいて救済(原状回復と補償)が与えられるべきこと(十一条)、拷問等によって得られた陳述を証拠無能力とするべきこと(一二条)が規定されている。⁽¹¹⁾

拷問等禁止宣言を採択すると同時に、国連総会はもう一つの決議3453(XXX)⁽¹²⁾を採択し、人権委員会に対して、この宣言遵守のための措置と、その形態のいかんを問わず抑留又は拘禁されている者の人権保護に関する諸規則の作成のために必要な措置とを検討するように要請するとともに、世界保健機関(WHO)に対して、拷問等からの保護に関する医学倫

理原則の検討を依頼した。後者は、被抑留・拘禁者に対する拷問等の行為が、医療従事者の手によって実行される場合の多いことを勘案してのことである⁽¹³⁾。

さて、もう一方の検討事項の付託を受けた人権委員会には、当初、この件に関する余り活潑な動きがなかったように思われる⁽¹⁴⁾。そこで国連総会は翌々年の一九七七年二月八日、この件に関して三つの決議を採択し、あらためてその対応を求めることとなった。すなわち、まず決議33/62では、人権委員会に対し、『拷問等禁止宣言』を具体化するものとして、『拷問等の禁止に関する条約案を起草し、第三三回総会に、その作業の経過報告を提出するよう』求めた⁽¹⁵⁾。つぎに決議32/63では、事務総長に対して、『拷問等禁止宣言の原則を実施するために、加盟国のとった立法的及び行政的措置を含む諸措置に関する情報の提供を要請し、質問書に対する各国の回答を、第三三回総会、人権委員会及び差別防止・小教者保護小委員会に提出するよう』求め、さらに決議32/64では、全加盟国に対して、『拷問等禁止の一方的宣言を行なうことにより、同宣言に対する支持を強化するよう』要請したのである⁽¹⁶⁾。

こうして、人権委員会における『宣言』の条約化、すなわち拷問等禁止条約案起草の作業は、一九七八年から始まることとなった。委員会はこの作業を、メンバーも設置期間も固定しない作業グループ⁽¹⁷⁾を設置して行なわせることとし、このことは国連総会も歓迎した⁽¹⁸⁾。なお、総会は、同じ決議の中で、人権委員会に対し、拷問等禁止条約の起草を他の案件より優先する (to give high priority) よう要請している。

さて、ようやく始まった条約案起草作業は、主としてこの作業グループの手によって、スウェーデン代表から提出された『条約草案』⁽²²⁾を土台として進められて行ったが、その進展工合は、必らずしも迅速とはいえなかった。そこで第三六回総会は、一九八一年一月二五日、決議36/60を採択し、人権委員会に対して、『その第三八会期で、最優先事項 (23 a matter of highest priority) として拷問等禁止条約案を仕上げ、第三七回国連総会に提出する』ことを要請したが、条約案は完成しなかったので、同じ主旨の決議が第三七回総会でも、繰り返し採択された。一九八二年二月一八日付の決

議37/193がそれである⁽²⁴⁾。ところが第三八回総会が開かれても条約案は相不変、完成されておらず、再度、一九八三年一月一六日付で同主旨の決議38/119が採択され⁽²⁵⁾、第三九回総会を迎えることとなった⁽²⁶⁾。

そして迎えた第三九回総会へ、人権委員会の作業グループは、一部未完の条項を残してはいるものの、そのほとんどの条項は審議が終了しているので、それを全三三二か条からなる『拷問等禁止条約人権委員会案』⁽²⁷⁾として提出することとしたのである。総会は、まずこの案を第三委員会に送付して、その審議を求め、後者はその審議結果を、全三三三か条⁽²⁸⁾からなる条約案にまとめて、総会本会議にかけることを決定した。そして総会では、一九八四年二月一〇日、その第九三回全体会議においてこの第三委員会案を、コンセンサス方式で採択し(決議39/16)⁽³¹⁾、ここに拷問等禁止条約は、その制定作業を完了したのである。拷問等禁止宣言採択の時から数えて丁度九年が経過していた。前出のギリシャ代表は、世界人権宣言採択から拷問等禁止宣言の採択まで二七年かかったことを批判したが、後者の採択からこの条約採択迄に要した年数も、決して短いものとはいえないであろう。

- (1) E/CN.4/1408/Add.1 (E/1980/13/Add.1), p. 126.
- (2) 日本国憲法三六条参照。なお外国では、メキシコ憲法(一九一七年一月三一日制定、一九六六年一〇月一日改正)二三条、トルコ憲法(一九四五年一月一〇)七三条などが、拷問禁止を規定している。
- (3) B規約が効力を発生したのは、一九七六年三月二三日である。
- (4) B規約二条一項。
- (5) B規約二条二項。
- (6) B規約二条三項。
- (7) このことは、B規約が条約当事国の負う、条約義務履行確保のための規定(いわゆる実施措置規定)を全く設けていないという意味では決してない。報告制度(四〇条)、国家通報制度(四一条)、個人通報制度(選択議定書)など、B規約義務の履行確

保にかかわる実施措置は、人権条約としては、むしろよく整備されているべきである。

- (8) この規則についての記述は、国連年鑑一九五七年版、二五四頁と、国連出版の人権関係資料集 (ST/HR/1/Rev.1) 六五頁以下採録のものと少々違ふようだが、内容は同一と思われる。前章注(10)参照。

- (9) 決議 3218 (XXXIX) 一九七四年一月六日。国連年鑑一九七四年版五八〇頁参照。

- (10) 宣言は無投票のコンセンサス方式で採択された。内容については国連年鑑一九七五年版、六二〇頁及び六二四頁参照。なお筆者による同宣言の日本語訳を資料IIとして末尾に添付した。

- (11) 宣言の条文は、前出国連年鑑に採録されたものを参照した。

- (12) 国連年鑑一九七五年版六二五頁―六二六頁参照。

- (13) この医学倫理原則は、WHOの協力の下に草案作りが進められ、結局、前文と六つの原則からなる文書として、一九八二年一月一八日の国連総会で採択された(決議 37/194)。決議採択の方法は、無投票コンセンサス方式に依っている。テキストについては、GAOR 1982, pp.410~418 採録のものを参照。その内容を簡単に紹介すると、原則(1)、保健要員、とくに医師(以下単に医療従事者という)は、被抑留・拘禁者の病気にも、通常人と同質・同等の治療を与えるべきこと。原則(2)、医療従事者が拷問等に参加してはならないこと。(この違反は犯罪となる)。原則(3)、医療従事者は、病気等の治療以外の目的で、被抑留・拘禁者との間に自己の専門と関わる関係を持つ(たとえば生体実験)てはならないこと。原則(4)、医療従事者が、(a) 被抑留・拘禁者の健康を害するような訊問を助け、又は(b) 被抑留・拘禁者が、その健康を害するような、また国際法に違反するような取扱いに適性のあることを証明してはならないこと。原則(5)、医療従事者が、被抑留・拘禁者の身体の拘束に参画してはならないこと。ただし、それが本人又は関係者の安全のためである場合を除く。原則(6)、緊急事態を含むあらゆる場合の例外の不可容。以上。となっている。医学倫理原則の筆者仮訳を資料IIIとして末尾に添付した。

- (14) 一九七六年の国連年鑑には、この件に関する記事が見当たらない。

- (15) 国連年鑑一九七七年版 七三頁―七四頁及び七一八頁―七一九頁。

- (16) 同書 七三頁～七四頁及び七一九頁。
- (17) この決議には、各国が行なうことを求められた拷問等禁止の一方的宣言のモデル (Model unilateral declaration against torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment) が付せられている。その文面は、「〇〇國の政府は、ここに、(a)拷問等禁止宣言を遵守し、(b)立法その他の実効的措置を通じて、同宣言の規定を実施するとの意図を宣言する」となっている。国連年鑑一九七七年版 七一九頁。
- (18) 同書 七二四頁及び七一九頁。
- (19) 原語は、Open-ended working group. このグループには、人権委員会のすべての委員が自由に参加できる他、その他の国家もオブザーバーを送ることができ、NGO 等各种団体も発言を許されている。当作業グループ設置の経緯については、ESC OR 1978, Supp. No. 4, p. 6 and pp. 29～35 を参照。また、ここではスウェーデン代表の活躍が目立っている。
- (20) 一九七八年五月五日の経済社会理事会もこれを承認。国連年鑑一九七八年版 六九九頁及び七〇六頁参照。
- (21) 一九七八年二月二〇日付総会決議 33/178. 国連年鑑一九七八年版 七〇六頁参照。
- (22) E/CN.4/1285. 当初の審議状況については、ESCOR 1978, Supp. No. 4, p. 29, para. 135 and paras. 138～153. 及び ESCOR 1979, Supp. No. 6, p. 36, para. 12 参照。
- (23) ESCOR 1982, Supp. No. 2, p. 5 参照。
- (24) ESCOR 1983, Supp. No. 3, p. 7 参照。
- (25) 総会の条約採択決議案文参照。A/39/708, p. 6.
- (26) 人権委員会の作業グループでは、この段階までで、ほとんどの条文が審議を終り、各条毎に採択されていたのだが、ただ、universal criminal jurisdiction に関する条項 (現五―七条) 及び実施措置に関する諸規定 (現一九―二三条) と、それらに関連する若干の条項がまだ委員会案として確定するには到っていないかった。『はじめに』の注 (12) に添付した付表 2 の諸資料参照。特に E/CN.4/1984/72 のアネックス参照。

- (27) この案は E/CN.4/1984/72 of March 9, 1984 として発表され、International Legal Materials, Vol. XXIII, No. 5, pp. 1027~1037 にも採録されている。全三二か条からなる草案であった。
- (28) E/CN.4/1984/SR.42, p. 17, para. 108 参照。
- (29) 人権委員会案の二七条の後に、現二〇条の留保に関する一か条が、二八条として新たに追加されたため、第三委員会案は、全三三か条となったのである。
- (30) 第三委員会案は A/39/708 (7 Dec., 1984) として発表された。
- (31) この決議は A/RES/39/46 (17 Dec., 1984) として発表された。
- (32) ESCOR 1980, Supp. No. 3A, p. 126. 本章冒頭参照。

第三章 新条約の構成と各条の概要

成立した条約は、前文及び本文三三か条からなっている。前文は六段に分けられており本条約制定の目的・根拠といったものを列挙している。ついで本文第一部（一条〜一六条）は実体規定であり、拷問を定義する一条を除けば、拷問という犯罪行為⁽¹⁾を行なった者の処罰と、その犠牲者の救済とにかかわる条約当事国の義務を規定している。第二部（一七条〜二四条）は、いわゆる実施措置規定であり、第一部で定めた締約国の条約義務の履行を確保するために、専門の機関（拷問禁止委員会）の設置を規定する一七条・一八条と、当該機関を通じて行なわれる条約義務履行確保の諸措置を規定した一九条〜二二条と、委員の特権免除、委員会の年次報告等について規定した二三条・二四条と、三つの部分に細分することができる。そして残る第三部は、いわゆる最終条項を集めたものである。以下、各条項の内容を簡単に紹介しよう。

前文では、本条約の当事国が、この条約を制定する目的・根拠として、(一) 国連憲章の掲げる原則の中に、全人類の平

等かつ不可譲の権利の承認が、世界における自由・正義・平和の基礎とされていること⁽²⁾一段、(二) これらの人権が人間の尊厳に由来するものであること^{(二)一段}、(三) 憲章、とくにその五五条に基づく国家の義務が、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進にあること^{(三)一段}、(四) 世界人権宣言五条及び市民的及び政治的権利に関する国際規約七条がともに拷問等を禁止していること^{(四)一段}、(五) 一九七五年採択の拷問等禁止宣言を重視していること^{(五)一段}、(六) この世における拷問等に対する戦いをより効果的なものとしたいと念願していること^{(六)一段}を挙げる。

本文に入つて、一条は『拷問』⁽⁴⁾を以下の通り定義する(一項)。すなわち、拷問とは、(1) 痛み又は苦しみ (Pain or suffering、以下苦痛という)、それも激烈な(severe)ものを与える一切の行為を指す。(2) この苦痛は、精神的、肉体的いずれであるかを問わない。(3) この苦痛は、(a) 拷問される(当人又は他人(a third person))から、情報又は明白を得るため、(b) 当人又は他人の行為について当人を罰するため、(c) 当人又は他人に何らかの行為をやらせ、又はやらせないため、又は(4) 何らかの差別に基づく理由のために、(4) 公務員又は公務を行なっている者の、(a) 自身の手により、(b) 又はそのそのかしにより、(c) 又はその同意又は黙認の下に、(5) 故意に、加えられるものであるという。

第一部の残る実体規定は、締約国につきのような義務を負わせる。すなわち、(一) 自国の領域内⁽⁵⁾で拷問が行なわれるのを有効に防止するため、立法・司法・行政その他一切の措置を執る義務(二条一項)、(二) 拷問犯の容疑者を自国から追放し、送還し、又は引渡す際にノン・ルフールマンの原則を守る義務(三条一項)、(三) あらゆる拷問行為を自国の刑法上の犯罪と定め(四条一項)、その犯罪の重大さに見合う刑罰を規定する義務(四条二項)、(四) 以下の場合に、自国の裁判権を設定する義務、(a) 自国の領域が犯行地となった場合、(b) 容疑者が自国民である場合、(c) 犠牲者が自国民で、かつ当該国家が裁判権の行使を希望する場合(五条一項)、および自国領域内に拷問犯容疑者が所在する場合(五条二項)。(五) 容疑者所在国の容疑者確保義務(六条一項)、⁽¹⁾即時に予備調査(preliminary inquiry)⁽²⁾を実施する義務(六条二項)、容疑者が代理人と連絡するのを援助する義務(六条三項)、および関係国への通告義務(六条四項)、(六) 容疑者所在国が五条に基づ

く裁判権設定国へ引渡しをしない時の、刑事裁判手続を自ら開始する義務（七条一項）⁽¹⁵⁾、及び訴訟手続の全過程で、容疑者に公正な取扱いを与える義務（七条三項）、(b) 拷問を引渡し犯罪（extraditable offences）と看做す義務（八条一項）三項）、(v) 条約当事国間の相互援助義務（九条一項、二項）、(vi) 法執行官（lawenforcement personnel）、医療従事者（medical personnel）、公務員、その他刑事手続関連の公務に従事する者に対して、拷問禁止について教育を行ない、情報を提供し（一〇条一項）、その事務要領の中に、この禁止を含める義務（一〇条二項）、(vii) 被抑留・拘禁者の取り扱いを、定期的に再検討する義務（一一条）、(viii) 自国領域内で拷問が行なわれていることを疑う充分な理由のある時に、ただちに官憲に調査させる義務（一二条）、(ix) 自国領域内に、拷問の犠牲者であることを主張する者が居る場合、その者に、ただちに告訴し、当局の公平な調査を求める権利を与える義務（一三条）⁽¹⁸⁾、(x) 拷問の犠牲者に、自国の法制内で救済を⁽¹⁹⁾与える義務（一四条一項）、(xi) 拷問の結果得られた証言の証拠無能力を確保する義務（一五条）、(xii) 自国領域内で、『拷問以外の行為』⁽²¹⁾を防止する義務（一六条一項）。ただし他の国際法、国内法の適用を妨げない（一六条二項）。

拷問等禁止条約の実施措置を定める第二部が、三つの部分に分けられることは、すでに述べた。まず、実施に当る機関であるが、新たに拷問禁止委員会（Committee against Torture）が設置される⁽²²⁾。新委員会は、法律家も含めた人権問題専門家で識見の高い人一〇名⁽²³⁾で構成され、委員は個人の資格でその職務を行なう。しかし委員の選出は、条約当事国の選挙で行なわれ、その際、委員の地理的配分が配慮される（一七条一項）。委員選出の方法は、一七条二項以下に詳細に規定されているが、そこから、委員は締約国の国籍をもつ者に、自動的に限定されて来る。委員の任期は四年⁽²⁴⁾だが、任期途中で生じた空席は、同一国籍の者が残任期間を埋める。委員の職務遂行中の経費は、締約国が負担する（一七条七項）。委員会は二年任期の役員を選出し⁽²⁵⁾（一八条一項）、その手続規則を制定するが、ここでは、定足数を六名、表決方法を多数決による⁽²⁶⁾としておかなければならない（一八条二項）。委員会には、その事務を行なうための職員が、事務総長から用意される⁽²⁷⁾が（一八条三項）、その経費は締約国によって負担される（一八条五項）。

条約の定める実施措置方法、つまり締約国の条約義務履行確保の方法は四つあり、その第一は、義務的報告制度⁽²⁶⁾である(一九条一項)。すなわち、締約国は、当該国家に対して本条約が効力を発生してから一年以内に、自国が条約義務を履行するためにとった措置を委員会に報告し、以後は、四年毎に追加報告を提出しなければならない。各報告は、全締約国に送付される(一九条二項)。委員会は各報告を検討し、適当と思われる総括的意見⁽²⁷⁾(general comments)を付けて報告国に返送する。受領国は、それに見解を添えて、委員会に返答することができる(一九条三項)。委員会は、こうした締約国とのやりとりを、その年次報告に入れることができる(一九条四項)。

実施措置方法の第二は、義務的(秘密)調査⁽²⁸⁾(confidential inquiry)制度である。まず、委員会が、ある締約国で拷問が行なわれているとの確度の高い情報を得た時は、委員会は、その情報についての調査のために、当該締約国の協力と弁明を求め(二〇条一項)、さらに一人ないし二人以上の委員を送って『秘密調査』を行なうことができる(二〇条二項)。秘密調査の結果は、委員会の適当と思われる意見又は提案⁽²⁹⁾(comments or suggestions)とともに、当該締約国に送付される(二〇条四項)。ここまでの手続はすべて非公開であり、関係締約国の協力が常に求められなければならない。一切の手続終了後、委員会は、関係締約国と協議したうえ、その手続の結論についての要旨⁽³⁰⁾(summary account)を年報に入れるか否かを決定する(二〇条五項)。

第三の実施措置方法は、任意的国家通報制度⁽²⁹⁾である。本制度では、まずある締約国〔A〕が、他の締約国〔B〕の領域内で本条約の違反(つまり拷問)が行なわれていると思う場合、〔A〕は、まず文書で〔B〕の注意を喚起する。〔B〕は三か月以内に、それに然るべく対応する(二二条一項(a))。しかし〔B〕が〔A〕からの文書を受領してから六か月以内に、事件が双方の納得する形で決着しないとき、〔A〕〔B〕いずれの国家も、委員会に事件を付託することができる(二二条一項(b))。事件の付託を受けた委員会は、両国の間にあっせん⁽³¹⁾の労をとる。そのために委員会は特別調停委員会を設置することもできる(二二条一項(e))。〔A〕〔B〕両国は必要な情報を提供し(二二条一項(f))、口頭又は文書で弁論を行なうことができる(二

一条一項(g)。事件受理後二か月以内に委員会は、(i) 事件解決の時は、事実と得られた解決の簡単な記述、(ii) 事件未解決の時は、事実の簡単な記述のみ、を内容とする報告をまとめ(二二条一項(h))、〔A〕・〔B〕双方に送付する。本制度を定める二二条は選択条項であり(二二条一項本文)、五締約国が本条に基づく選択宣言を行なった時に効力を生ずる(二二条二項)。

第四の実施措置方法は、任意的個人通報制度⁽³²⁾である。本制度では、この選択宣言国でもある或る締約国が、条約義務に違反して(拷問を行なって)いるとの個人(被害者本人又は被害者のために行動している他人)⁽³³⁾からの通報を、委員会が受理し(二二条一項)、双方から提供された情報(二二条三項)に基づいて事件を審議し(二二条四項)、その見解(views)を関係締約国及び個人に通知する(二二条七項)。本条も、前条同様選択条項であり、五締約国による選択宣言をまっして、はじめて効力を生ずる(二二条一項、八項)。

委員会の委員、及び特別調停委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約⁽³⁴⁾に定める関係条項に従い、国連職員が受ける特権及び免除を享受する(二三条)。また、委員会は、本条約に基づくその活動についての年次報告を、国連総会に提出する(二四条)。

拷問等禁止条約第三部では、本条約がすべての国家に対し、その署名のために開放された条約であること(二五条一項)、しかし批准が必要であり、批准書は国連事務総長に寄託されるべきこと(二五条二項)、また本条約は、すべての国家の加入のためにも開放され、加入は加入書の寄託をもって有効となること(二六条)、本条約は、二〇番目の批准書又は加入書の寄託後、三〇日目に効力を発生すること(二七条一項)、本条約が改正の対象であり、いずれの締約国も改正を求めうること(二九条一項)、及びその手続・効果等について詳しく規定しており(二九条一項～三項)、条約の解釈・適用について生じた紛争は、最終的に国際司法裁判所へ付託されるべきこと(三〇条一項)、締約国は、いつでもこの条約を廃棄できること(三一条一項～三項)、国連事務総長が、本条約の署名、批准、加入、発効日、廃棄について、すべての国連加盟国

及び条約当事国に通知するべきこと(三二一条)、本条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語による条文を等しく正文とし、国連事務総長に寄託されること(三三一条一項)、事務総長は、この条約の認証謄本をすべての国家に送付するべきこと(三三三条二項)などを最終条項として、規定している。

もっとも、最終条項の中では、一つ、注目しておきたい条文がある。二八条の規定がそれで、議論の多かつた秘密調査制度を義務制として残した二〇条の代償として挿入された条項⁽³⁶⁾である。なお、本条約の解釈・適用に関する紛争の処理についての三〇条の規定の中にも、留保に関するものが設けられているが(三〇条二項)、これは、たとえばハイジャック防⁽³⁷⁾止条約中の対応規定の中にも例を見出すことができ、本条約に独特のものではない。⁽³⁸⁾

(1) 拷問を、集団殺害罪やアパルトヘイト罪と同様の、国際犯罪と認めるべきか否かの問題は、この条約の起草過程を通じて論点の一つとなることが予想されていた。拷問等禁止宣言二条はこの主旨の規定である。しかし、新条約は、拷問を「犯罪」とは認め⁽³⁹⁾たものの、いわゆる国際犯罪とは規定しなかった。小論「はじめに」注(10)参照。ただし拷問を国際犯罪と認めようとの意見もあった。その根拠は、ある委員の表現をかりれば、それは「拷問が人類の良心に衝撃を与える」からだという。ESCOR 1978, Supp. No. 4, p. 30, para. 9 参照。

(2) この表現は、すでに世界人権宣言の前文二段の中で用いられているものであり、他の人権宣言の中でも用いられていることがある。

(3) 総会決議 32/62 (8 Dec. 1977) では、人権委員会に対し、拷問等禁止宣言に盛り込まれた原則に照して条約を起草することが求められていた。したがって、人権委員会に当初提出されたスウェーデン案 (E/CN.4/1258. 後 E/CN.4/1427) となり、E/CN.4/1983/63 に採録) を見れば、その大段は、*“Desiring to convert the principles of the Declaration into binding treaty obligations and to adopt a system for their effective implementation”* となっていた。それが人権委員会での審議の過程で現在の形に修正されたのであるが、原案の方が即物的で解り易い。E/CN.4/1983/63, p. 3, paras. 7 ~

二 参照。

- (4) 条約の表題が、拷問以外の行為を含んでいるにもかかわらず、一条が拷問だけを定義したことは、拷問等禁止宣言との相違点の一つともなっている。こうした相違を設けることについては、条約案起草の過程で相当論議されたが、結局、宣言と条約という文書のもつ法的性質の違いから、まず「拷問禁止」を条約の主題とすることが認められた。そして宣言一条一項に相当する規定は条約一六条一項に移されて、若干の実体規定だけが、これらに準用されることとなった。準用の中をめぐっても審議は難行し、スエーデン案より相当しぼられた形で落着いている。「はじめに」注(13)の諸資料参照。
- (5) 敵密には、自国の管轄権が及ぶ一切の領域のこと。
- (6) 戦争、内乱等の緊急事態の下でも例外を認めない(二条二項)。上司の命令も行為者を免責しない(二条三項)。
- (7) 容疑者が、拷問を受けるおそれを理由としての *non-retoulement* に限られる。なお、この理由の決定に際しては、現地の人権侵害の様相が勘案されなければならない。審議中では、この部分も問題となった。
- (8) 既遂犯のみならず、その未遂犯、共犯及び従犯も罰せられる(四条一項)。
- (9) 自国に登録された船舶、航空機内を含む。
- (10) 以上の裁判権設定は、しかし国内法に基づいて行使される一切の刑事裁判権を排除しない。
- (11) ただし容疑者の抑留期間は、次の国内刑事裁判手続又は犯罪人引渡手続に移行するまでの必要最短期間に限られなければならない。
- (12) この調査は、事実についてのみ行われる。
- (13) 本条項は、容疑者が抑留国にとって外国人であることを当然の前提として書いている。したがって、ここでいう容疑者の代理人は、彼の本国(彼が無国籍者である時はその通常の居住地国)の代表ということになる。
- (14) 五条に基づき、裁判権を設定することができる国との適合関係を配慮した規定である。
- (15) 拷問は重罪であるから、それにふさわしい慎重な手続をとることが要求されている(七条二項)。

- (16) 引渡しに際しては、犯行地の推定も行なわれることがある(八条四項)。本条の規定については各国の異論もあり、議論が続けられた。本条二項・三項はそれを反映した規定といえる。
- (17) 通常裁判関係だけでなく、軍事裁判関係の執行官も含む(一〇条一項)。
- (18) この場合、原告および証人には十分な保護が与えられなければならない。
- (19) これには、執行可能な補償と、可能なかぎりの原状回復とが含まれる。
- (20) ただし、これを拷問が行なわれたことの証拠とする場合を除く。
- (21) ここでいう拷問以外の行為とは、残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰を、公務員又は公務を行なう者が加える行為であって、拷問にまでは到らないものをいう。したがって、これは、拷問等禁止宣言一条二項が、これらの行為に与えていた定義と同じことを云っている。なお、これらの行為については、条約一〇条―一二条の各条が準用される。
- (22) ソ連代表は、国連の経費節約の見地から、この委員会の設置を任意制とするよう提案したが、結局、容れられなかった。
E/CN.4/1984/SR.33, p.5, para.12.
- (23) ソ連は五名を主張した。Ibid. 参照。
- (24) その半数が二年毎に交替するため、最初は二年任期の委員ができる。また全委員は再任もできる。
- (25) 役員も再選できる。
- (26) この制度はごく一般的なもので、他の人権条約でも類似の制度を採用している例がある。たとえばB規約四〇条参照。
- (27) 委員会が締約国からの報告に、*general comments*のみをつけるべきか、あるいは原案にあったように、*comments and suggestions*をつけるのか、については、条約起草の過程で大いにもめたところであるが、結局、前者の形に落着いた。後者を採用している人種差別撤廃条約(*suggestions and general recommendations*)の当事国であるソ連の態度が注目されていたが、ソ連は、前者を支持したからである。E/CN.4/1984/SR.33, p.5, para.13, E/CN.4/1984/SR.34, pp.18-19, para.110 参照。なお、この論争の過程で、イタリア代表は、単に *comments* とするよう提案したりもした。E/CN.

4/1984/SR.33, p.2, para.2.

- (28) 本制度は国際人権規約が採用した実施措置方法の中でも類例を見ない、全く新しいものであり、したがって、本制度を定める二〇条の規定は、本条約中最も重要なものとみなすべし、ノルウェー代表はいう。E/CN.4/1984/SR.34, p.17, para.104. しかもこれが義務制となつてゐることに對する反駁も強く、ソ連などは、義務制であると任意制であるとを問わず、この制度自体に對する露わな反感を示してゐる。E/CN.4/1984/SR.33, p.5, para.14. 結局本制度は、義務制のままに残つたが、本条についての留保に関する二八条が設けられ、妥協が図られた。
- (29) 国際人権規約中、B規約四一条の定める実施措置方法がこれに該当する。スイスやスペインの代表は、本制度を義務制にするように主張した。E/CN.4/1984/SR.34, p.18, para.108; E/CN.4/1984/SR.32, p.15, para.80 参照。
- (30) この場合、「A」・「B」がともに二二条に基づき選択宣言国であることを条件とする（二二条一項本文）。
- (31) これについては、B規約四二条にも類似の規定がある。
- (32) 国際人権規約で類似の制度を定めてゐるのは、選択議定書である。なお、条約案審議の過程では、本制度をさへ義務制にするよつとのスペインの主張などもあつた。E/CN.4/1984/SR.32, p.15, para.80.
- (33) 被害者は自国領域内に所在するが、自国の国民である必要はない。また、B規約の選択議定書には、被害者本人だけに通報権が認められていたが、本条約では他人にも通報権が認められてゐる (communications from or on behalf of individuals who claim to be victims of torture) . . .)。
- (24) Convention on the Privileges and Immunities of the United Nations. 一九四六年二月一三日、国連総会において承認 (RES. 22 A(1))。日本は、一九六三年四月一八日付号外で、条約二二号として公布。
- (35) 条約発効後の批准国又は加入国についての条約発効日については、二七条二項参照。
- (36) 本章注(28)参照。
- (37) 同条約二二条二項参照。

(38) 国際人權規約には、この種の規定はない。

第四章 新条約の特色

新条約の特色を、その細い所まで拾って行けば、少なからぬ数になるのではないかと思われるが、本章では、その中でも、特に顕著な特色に限って、若干の解説を加えてみたい。ところで、筆者が考える『新条約の特に顕著な特色』とは、(一) 拷問が犯罪行為とされ、拷問という犯罪行為を防止するという形で、人權の保護が図られようとしたこと、(二) 拷問という犯罪行為の処罰のために、世界的刑事裁判管轄の制度が導入されたこと、及び (三) 条約当事国が条約上負わせられた義務の、履行を確保するための実施措置方法に工夫がこらされた——とくに秘密調査制度の導入——こと、の三点にまとめられると思う。以下、節を分けて、各特色を解説しよう。

〔一〕 犯罪性の認定

はじめに、まず、『拷問を禁ずる』ことが『人權を保護する』こととなる点について、一言ふれておきたい。このことは新条約の前文に根拠を求めていいだろう。すなわち、ここでは『人權が人間の固有の尊厳に由来する』ものであることを確認しているが(二段)、拷問こそは『人間の固有の尊厳』と絶対に両立しえないものであり、したがって、拷問は、人權の由々しい侵害と当然考えられるべきだからである。いいかえれば、拷問を禁止することは、人權の尊重を確保することとなるのであり、したがって、拷問等禁止条約は人權条約だということになるのである。

ところで、既存の人權条約をふり返って見れば、ジェノサイド条約とか、アパルトヘイト条約にその例が見られるように、当該条約の保護しようとしている人權の侵害を、犯罪、とくに国際犯罪としている場合がないわけではないが、より多

くの人権条約は、当該条約の保護しようとしている人権の侵害を犯罪とまで規定することはなく、ただ条約当事国に対して、その国家の国内的諸措置を通じて、当該人権条約関係の人権の尊重・遵守を促進する条約義務を負わせ、この義務の履行を確保するための、様々な実施措置を講じるという形をとって来た。⁽³⁾これに対し、前出のジェノサイド条約などではこれらの国際犯罪を、行為地の国内裁判所又は国際刑事裁判所によって審理し、処罰することによって、人権尊重の実現を図ることを予定している。⁽¹⁾

さて、話題の新条約は、拷問を犯罪とは認めたものの、これを、いわゆる集団殺害罪のような、国際犯罪とまで規定するには到らなかった。ただ条約は、拷問を犯罪として禁止することを締約国に義務づけ、その義務の履行の確保を、通常の人権条約に見られる『実施措置』によって図ろうとしたのである。ここでは、国際刑事裁判所による処罰は、予定されていない。

しかし、新条約が、拷問を犯罪と認め、その処罰を確実化する——つまり、これをその国内刑法で犯罪とし、刑を定めることで、拷問を禁止するという形で締約国に義務を負わせ、その条約義務の履行確保を図ることで、人権尊重の実をあげようとしたことは、従来の多くの人権条約が、人権をその国内法で尊重する、つまり人権を国内法で保障し、差別を禁止する、という締約国の条約義務の履行確保を図ることで、人権尊重の実をあげようとしたことと比べて、まず、第一に特筆できる特色ということができよう。

〔二〕 世界的刑事管轄の導入

前述のように、拷問は、いわゆる国際犯罪とは認められなかった。しかしその行為は、条約によって『犯罪たるべき行為』と認められ、締約国には、『拷問を処罰する』という条約義務が課せられた。ところが、締約国のこの条約義務が、各国で個々別々に履行されたのでは、拷問犯の『処罰もれ』といった事態が起らないとは限らない。条約が、拷問を犯罪た

るべき行為と認めたからには、その犯罪行為の処罰を確保することも、条約の責務の一つといふべきであらう。

この責務を果すために、新条約は、ハイジャック防止条約等によって、最近確立して来ていた『世界的刑事裁判管轄 (universal criminal jurisdiction)』の制度を導入した。⁽⁶⁾つまり、拷問犯は、世界の果まで逃亡して行っても、罰を免れることはできないようになったのである。ところで、このような、世界的刑事裁判管轄の制度は、ハイジャッキング等の防止のための条約に採用されたのが始まりで、その後、外交官等保護条約や人質行為防止条約などにも採用されるようになっていったものである。ところが、これらの条約は、たしかに人の保護に関係がないとはいえないものの、必ずしも人権の尊重を主目的とする条約とはいい難い部分もあり、それらは、むしろ、国際交通の安全確保を主たる目的として制定された条約といふべきであった。⁽⁷⁾拷問等禁止条約は、拷問という犯罪行為の処罰を確実に行なうために、この制度を利用したのではあろうが、このことは、同時に、いわゆる『人権条約』が、このような世界的刑事裁判管轄制度を採用した最初の例として、本条約の特色をなすこととなったといえるであらう。

〔二〕 実施措置方法の実効性

新条約が採用している実施措置は、基本的には、国際人権規約が採用している実施措置の枠組にそったものであり、その意味では、新規性にとほしい。しかし条約二〇条が規定した『調査』、とくに『秘密調査』は、規約に前例を見ない制度であり、これを本条約の第三の顕著な特色に数えることができるであらう。

しかも、さらに注目に値いするのは、本制度を定める二〇条が、義務規定の形をとっていることである。もっとも、この点は、同条約二八条が、特に本条に關して、留保を許容したために、その実効性は、大巾に減少せしめられたことを認めざるを得ないが、それにしても、だからといって、二〇条所定の実施措置を軽視するべきでないことは、当然である。ただ、現実に本条約が効力を発生し、実施されるに及んで、本条がどれだけ実効性を発揮しうるかについては、まだ何と

もいえない。

なお、個人通報制度を定めた二二条が、国際人権規約の場合のように、選択議定書という別条約の形をとらず、同一条約内の一条項として規定されたことは、これも本条約の一つの特色と見ることができよう。同様の規定を条約内に設けた例は、欧州人権条約⁹⁾のような地域的人権条約を除けば、人種差別撤廃条約に見ることができただけである。⁹⁾

(1) なぜなら「拷問とは、人間の品位を汚す——人間に屈辱を与える——取扱いの、最もひどいもの」として、条約一六条一項が定義していることから、このことは明白である。

(2) ジェノサイド条約一条及びアパルトヘイト条約二条一四条参照。

(3) たとえばB規約第四部（二八条一四五条）、選択議定書、人種差別撤廃条約第二部（八条一六条）など参照。

(4) ジェノサイド条約六条、アパルトヘイト条約五条参照。

(5) 厳密に言えば、ジェノサイド条約もアパルトヘイト条約も、それぞれの犯罪を、国際犯罪と定めるのと同時に、それらを、締約国の国内法上の犯罪とする義務も締約国には負わせており、その意味では、拷問等禁止条約が行なっている「犯罪性の認定」とは類似する点もあった。しかし、これらの条約では、締約国の右の条約義務の履行を確保する措置は講じておらず、さりとて後述する世界的刑事裁判管轄の制度もとり入れておらず、新条約とはかなり違っている。ただ西条約は、条約関連の国際犯罪の処罰については国際刑事裁判所によるものを規定しているが、新条約にはこの類似規定はもとより設けられておらず、これらが大きな違いとなっている。

(6) ハイジャック防止条約四条、民間航空不法行為防止条約五条、外交官等保護条約三条、及び人質行為防止条約五条参照。

(7) これらの条約を人権条約として分類しない見解は充分にありうる。「はじめに」注(6)参照。

(8) 二五条参照。

(9) 一四条参照。

おわりに

人権条約を制定すること。その目的が、『人権尊重の確保』にあること。さらに遡れば、人権の尊重を確保することによって、世界における自由、正義及び平和の基礎を築くことにあること。これらは、従来制定されて来た人権条約の中で、繰り返し宣明されて来たことである。⁽¹⁾

したがって、拷問等禁止条約も、当然右の目的をもって制定されたものであり、決して他の人権条約の例外をなすものではない。

ところで、人権条約が、右の目的をよりよく達成するためには、その人権条約——とくにその条約内の実施措置——が、実効的であればあるほどよいということは、論をまたないであろう。ところが、人権条約の実施措置規定が実効的になればなる程、国家——条約当事国——の自由の制限は大きくなる。かつては、純粹に国内事項と考えられて来た『人権保障』がすでに国内問題ではないとする考え方は、すでに一応の確立を見ているものの、なおかつ国家は、人権条約の制定に際し、同条約が、国家の（私人に対する）行為の自由の制限を大きくすることを、必ずしも歓迎しない。

ことに、国家間に、『東西』あるいは『南北』といった利害の対立があり、人権条約がそういった対立抗争の手段として利用されうる余地を残している現状では、国家の『実効的な実施措置』に対する抵抗には、あなどり難いものがある。

そして、結局は妥協が図られ、より多くの条約当事国を確保するため——条約が効力を発生するだけの締約国さへ集まらなかつたら元も子もないのではないかといった点への配慮と称して——実施措置の『実効性』が緩和され、条約義務の範囲が狭められ、大きな効果の期待できないような人権条約ができて来た。

拷問等禁止条約も、残念なことではあるが、こうした妥協のない条約というわけには行かない。たとえば、拷問を国際犯罪とまでは定義できなかったこと、拷問についてのみ、多くの条約義務が規定されたが、それ以外の行為については、

若干の（拷問についての条約）義務が準用されているにすぎないこと、折角採用された義務的（秘密）調査制度も、留保許容規定のために色あせたこと、等々、その妥協は、数えあげれば相当な数にのぼるだろう。

しかし、本条約には、前章で指摘したような、幾つかの注目すべき特色も見られるのであり、そうした特色は、本条約に若干の妥協があっても、決してその価値を失ってしまうものではない。むしろ数を重ねるに従って、全体的な傾向としては、人権条約は、実効性を強めて行く傾向を窺わせており、本条約などもその例証の一つとして評価すべきであると筆者は考えるのである。

なお、国連の人権条約に採用されている実施措置方法の各種についての比較検討の結果は、近い機会に発表する予定であるので、それをも参照されたいと思う。

(1) たとえば国際人権規約A規約前文一段参照。

(2) 新条約前文一段参照。

(3) 筆者は、かつて人権条約の履行確保についての研究結果をまとめ、国際法外交雑誌七五巻五号一頁―五五頁に発表したことがあるが、新研究は、この後採択された人権条約の実施措置規定を加えて、再検討をした結果をまとめる予定である。

資料 I

拷問およびその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰の禁止条約

（筆者仮訳）

本条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めること

が世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、

これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、

人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を憲章、特に五五条に基づき諸国が負っていることを考慮し、

世界人権宣言の五条及び市民的及び政治的権利に関する国際規約の七条が、ともに、何人も、拷問又は残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないと規定していることを考慮し、

また一九七五年一月九日、総会によって採択された、拷問及びその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰からのすべての人の保護に関する宣言をも顧慮し、

拷問及びその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰に対する闘争をより実効的ならしめることを念願し、
次の通り合意した。

第一部

第一条（定義）

① 本条約の適用上、「拷問」の語はつぎのような行為の一切のものを指す。すなわち、当該行為によって、肉体的であると精神的であるとを問わず、激烈な痛み又は苦しみが、以上に述べる目的をもって、公務員又は公務を行なっているその他の者みづからの手により、もしくはそのそのおかしにより、もしくははその同意又は黙認の下に、ある人に対して、故意に加えられるもので、その目的とは、当人（拷問を受ける当人のこと——訳者注）又は他人から情報又は自由を得るため、当人又は他人が行ない、あるいは行なつたと思われている行為について当人を処罰するため、当人又は他人に無理に何かをやらせ、あるいはやらせないため、もしくはは何らかの差別に基づく理由のため、である。拷問には、合法的な制裁のみに起因し、又はそれに本来内在し、もしくはそれに付随する痛み又は苦しみを含まない。

② 本条は、これよりも広い適用範囲の規定をもつ一切の国際文書又は国内立法の適用を妨げない。

第二条（締約国の措置義務）

- ① 各締約国は、その管轄の下にある一切の領域内における拷問行為を防止するため、実効性のある立法・行政・司法又はその他の措置を執る。
- ② 戦争状態であれ、開戦の脅威であれ、国内政情不安であれ、その他の公的緊急事態であれ、いかなる異例の状況も拷問を正当化するために援用されることはできない。
- ③ 上司又は当局の命令も拷問を正当化するために援用されることはできない。

第三条（ノン・ルフールマンの原則）

- ① いかなる締約国も、本人が拷問を受けさせられる危険があると信ずるに足りる充分な理由がある国へ、その者を追放し、送還し（“refouler”）又は引き渡してはならない。
- ② 前項のように信ずるに足りる理由があるかどうかを決定するためには、権限ある官憲は、できれば、関係締約国内における著しい、重大な、又は多数人に対する人権侵害の反復があるかどうかを含め、あらゆる関連事項を考慮しなければならない。

第四条（犯罪）

- ① 各締約国は、あらゆる拷問行為を自国の刑法上の犯罪とすることを保証する。拷問の未遂、及び拷問における共犯又は従犯となるすべての者の行為も同様とする。
- ② 各締約国は、これらの犯罪を、その重大さに見合う重い刑罰で罰することができるようにしなければならない。

第五条（universal criminal jurisdiction——1）

- ① 各締約国は、以下の場合に、第四条に規定する犯罪についてその裁判権を設定するため必要な措置を執る。
 - (a) この犯罪が自国の管轄の下にあるいずれかの領域内、又は自国に登録された船舶内もしくは航空機内で行なわれた場合、

(b) 犯罪容疑者が自国の国民である場合。

(c) 犠牲者が自国の国民であり、かつ当該国家が、裁判権を設定することを適當であると判断した場合。

② 各締約国は、犯罪容疑者が自国の管轄の下にあるいずれかの領域内に所在しており、かつ第八条の規定に従がい、当該容疑者を本条第一項に規定する国家のいずれに対しても引渡さない場合にも、かかる犯罪に対する裁判権を設定するために必要な措置を講じなければならない。

③ 本条約は、国内法に基づいて行使されるいかなる刑事裁判管轄権をも排除しない。

第六条 (universal criminal jurisdiction — II)

① 自国にとって利用可能な情報を調査した後、状況によって正当であると認める場合には、第四条所定の犯罪を行なったと申し立てられている容疑者が自国の領域内に所在する一切の締約国は、その者の所在を確実にするため抑留その他の措置をとる。この抑留その他の法的措置は、当該締約国の法令に定めるところによるものとするが、刑事訴訟手続又は犯罪人引渡手続を開始するために必要とする期間に限りて継続することができる。

② 前項の措置をとった締約国は、事実について直ちに予備調査を行なう。

③ 第①項の規定に基づいて抑留された者は、その国籍のもよりの適当な代表、又は、その者が無国籍者であるときは、その者が通常居住する国家の代表と直ちに連絡をとるための援助を与えられる。

④ いずれの国も、この条の規定に基づいていずれかの者を抑留する場合には、第五条第①項の定める国家に対し、その者が抑留されている事実及びその抑留が正当とされる事情を直ちに通告する。第②項の予備調査を行なった国は、その結果をこれらの国に対して直ちに報告するものとし、かつ、自国が裁判権を行使する意図を有するかどうかを明示する。

第七条 (universal criminal jurisdiction — III)

① 第四条の定める犯罪を行なったと申し立てられている容疑者が自国の領域内に所在する締約国は、第五条に定める場合に、その容疑者

を引渡さない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

② これらの当局は、自国の法令に規定する通常の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行なう。第五条第②項に定める場合には、訴追及び有罪決定のために必要とされる証拠の基準は、第五条第①項に定める場合に適用される基準より緩やかなものであってはならない。

③ 第四条に定める犯罪のいずれかについて訴訟手続きを開始された者は何人も、当該訴訟手続きの全過程を通じて公正な取り扱いを保障されなければならない。

第八条（拷問犯の引渡し）

① 第四条に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなす。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約にこれらの犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

② 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約をこれらの犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的基礎とみなすことができる。その犯罪人引渡しは、その請求を受けた国の法令に定めるその他の条件に従うものとする。

③ 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従い、相互間で、これらの犯罪を引渡犯罪と認める。

④ これらの犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに関しては、当該犯罪が行なわれた場所のみでなく、第五条第①項の規定に従って裁判権を設定すべき国の領域内においても行なわれたものとみなす。

第九条（刑事訴訟手続に関する相互援助）

① 締約国は、第四条第①項に定める犯罪のいずれについてとられる刑事手続に関しても、相互に最大限の援助を与える。この援助には、右の手続のために必要とされる証拠で、当該国家の自由になるすべてのものを含む。

② 締約国は、本条第①項の規定に基づき義務を各自の間で締結される相互司法援助についての一切の条約に従って履行する。

第一〇条（関係職員教育）

① 各締約国は、拷問の禁止に関する教育及び情報、民事又は軍事の法執行官、医療従事者、公務員、及び何らかの形態の逮捕、抑留又は拘禁を受けている一切の個人の拘束、取り調べ又は処遇に関するその他の者に対する訓練の中に、完全に含まれることを確保する。

② 各締約国は、右に述べた人達の義務及び職務に関して発せられる規則又は指示の中に、この禁止を含めなければならない。

第一条（定期的再検討）

各締約国は、自国の領域内において、何らかの形態の逮捕、抑留又は拘禁の下にある者の拘束及び取扱いのための取り極め、及び取り調べ規則、指示、方法ならびに慣行について、拷問のあらゆる場合を防止する目的をもって、定期的、再検討をする。

第二条（迅速かつ公平な調査の確保）

各締約国は、拷問行為が自国の領域のいずれかにおいて行なわれたと信ずるに足りる合理的根拠のある時はいつでも、自国の権限ある当局が迅速かつ公平な調査を行なうことを確保する。

第三条（犠牲者の救済請求権）

各締約国は、自国の領域内で拷問を受けたと主張する一切の個人が、自国の権限ある当局に対して申立て、かつ当該事件を迅速かつ公平に審査される権利をもつことを確保する。申し立て人及び証人が、自らの申し立て又は提供された何らかの証拠の結果加えられる一切の虐待、又は脅迫から保護されることを確保するための処置が講じられなければならない。

第四条（犠牲者の補償請求権）

① 各締約国は、拷問行為の犠牲者が救済を得、かつできるだけ完全な原状回復のための手段を含む公正かつ十分な補償を受ける、執行

可能な権利をもつことを、自国の法制内で確保する。拷問行為の結果、犠牲者が死亡したときは、その被扶養者が補償を受ける権利を与えられる。

② 本条のいかなる規定も、犠牲者又はその他の者が国内法に基づいて持つ、補償に対する一切の権利を害するものではない。

第十五条（拷問による自白の証拠無能力）

各締約国は、拷問の結果なされたものが立証されたいかなる陳述も、一切の訴訟手続において証拠として用いられることのないよう確保する。ただし、拷問の罪に問われている者に対し、右の陳述を証拠として用いる場合を除く。

第十六条（拷問以外の行為への準用）

① 各締約国は、自国の領域内において、残虐、非人道的又は屈辱的な取り扱い又は刑罰で、第一条で定義された拷問にまでは到らないその他の行為が、公務員又は公務を行なうその他の者によって、又はそのそのかしによって、もしくはその同意又は黙認の下に行なわれる時は、こうした行為が自国の領域内において行なわれるのを防止することを約束する。特に、第一〇条、第一一条、第十二条、第十三条に定められる義務は、拷問への言及を残虐、非人道的又は屈辱的取扱い又は刑罰のその他の形態への言及とおきかえることによって、適用されるものとする。

② 本条約の諸規定は、残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰の禁止、又は犯罪人引渡し又は追放にかかわる他の一切の国際文書又は国内法の規定の適用を妨げるものではない。

第二部

第一七条（拷問禁止委員会）の設置と委員

① 拷問禁止委員会（以下「委員会」という。）を設置し、以下に規定する職務を遂行させる。委員会は、高潔な人格を有し、かつ人権の分野において能力を認められた一〇名の専門家により構成される。委員は個人の資格で職務を遂行する。委員会の委員は、締約国によつ

て選挙される。選挙に際しては、委員の配分が地理的に衡平を保つこと、及び法律關係の経験を有する若干名の参加が有益であることに於いて、考慮が払われなければならない。

② 委員会の委員は、締約国によって指名された者の名簿から、秘密投票によって、選挙される。各締約国は、自国の国民の中から候補者一名を指名することができる。締約国は指名に際し、市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づいて設置された人権委員会の委員でもあり、かつ拷問禁止委員会の職務を行なう意思のある者を指名することの有用さに留意するものとする。

③ 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長によって招集される締約国の隔年会議において行なわれる。締約国の三分の二を定足数とするこれらの会議において、委員会の委員に選ばれる者は、総投票中最多数を得、かつ出席し投票する締約国代表の投票中絶対多数を得た者とする。

④ 第一回目の委員選挙は、本条約の効力発生の日から六か月以内に行なわれなければならない。各選挙の少なくとも四か月前に、国際連合事務総長は締約国に信書を送り、三か月以内にその指名を行なうよう求めなければならない。事務総長は右に従って指名されたすべての人をアルファベット順にして、指名国を示した名簿を準備し、締約国に提出するものとする。

⑤ 委員会の委員は、四年の任期をもって選出される。委員は、再指名されたときは、再選されることができる。ただし、第一回目の選挙で選出された委員のうちの五名の任期は、二年目の終りに満了する。第一回目の選挙の直後に、これら五名の委員の氏名が、本条第③項に定める会議の議長により、くじによって決められる。

⑥ 委員会の委員が死亡し、辞任し、又はその他の何らかの理由で委員会の職務を行なうことができなくなったときは、当該委員を指名した締約国は、締約国の過半数が同意することを条件として、当該委員の残任期間を勤める他の専門家を、自国の国民の間から任命する。右の同意は、提案された任命を国際連合事務総長から知らされた締約国の半数以上が六週間以内に反対を表明しないときは、与えられたものとみなされる。

⑦ 締約国は、委員会の委員が委員会の職務を遂行している間は、その費用を支弁する。

第一八条（委員会の役員及び手続規則）

- ① 委員会は、二年の任期でその役員を選出する。役員は再選されることができる。
- ② 委員会は、その手続規則を定める。この手続規則には、特に次のことを定める。
 - (a) 六人の委員をもって定足数とすること。
 - (b) 委員会の決定は、出席する委員の過半数によって行なうこと。
- ③ 国際連合事務総長は、委員会が本条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- ④ 国際連合事務総長は、委員会の最初の会合を招集する。委員会は、最初の会合の後には、手続規則に定める時期に会合する。
- ⑤ 締約国は、締約国の会議及び委員会の会合に要した費用を負担し、かつ本条第③項の規定に従って国連が肩替わりしている費用——たとえば提供された職員及び便益に要する費用を弁済しなければならない。

第一九条（報告制度）

- ① 締約国は、本条約に基づいて自国が約束したことを実行するために執った措置についての報告を、本条約が自国について効力を生じた日から一か年以内に、国際連合事務総長を通じて、委員会に提出する。それ以後は、四年ごとに、新規に執った措置の一切についての追加報告、および委員会の要請に応じての報告を提出する。
- ② 国際連合事務総長は、前項の報告を全締約国に送付する。
- ③ 各報告は委員会によって検討され、委員会はその報告に適當と認める一般的な性格を有する意見をつけることができる。委員会が右の意見をつけたときは、さらにそれを関係締約国まで送付する。関係締約国は委員会に対し、自国が選択する何らかの見解をもって応答することができる。
- ④ 委員会は、その裁量によって、本条第③項の規定に基づいて付けられたいかなる意見をも、それについて関係締約国から受領した見解とともに、第二四条に基づいて発行される委員会の年次報告の中に含めることを決定することができる。また、関係締約国の要求があれば

は、委員会は本条第①項の規定に基づいて提出された報告の写しも、ここに含めることができる。

第二〇条（秘密） 調査制度）

- ① ある締約国の領域内で、拷問が制度的に行なわれているとの信頼すべき徴候を含むと思われる確実な情報を受けたとき、委員会は、当該締約国に対し、当該情報の調査に協力し、かつこの目的のために、当該情報に関する見解を提出するよう要請する。
- ② 関係締約国から提出された一切の見解、ならびに委員会が利用できる他の一切の情報を考慮に入れたうえで、委員会は、それが正当であると決定したときは、秘密調査を行なわせ、委員会まで至急に報告させるために、一人又はそれ以上の委員を選任することができる。
- ③ 本条第②項の規定に基づいて調査が行なわれるときは、委員会は関係締約国の協力を求めなければならない。当該締約国の同意があれば、右の調査には、当該国家の領域内への立ち入りを含むことができる。
- ④ 本条第②項の規定に基づいて提出された、一名又は二名以上の委員の調査結果を検討した後、委員会は、これらの調査結果を、状況に照して適当と思われる一切の意見及び提案とともに、関係締約国に送付する。
- ⑤ 本条の第①項から第④項までに規定された手続の一切は非公開とする。また、右の手続の全過程において締約国の協力が求められなければならない。これらの手続が、第②項の規定に基づいて行なわれる調査に関して完了した後で、委員会は、関係締約国と相談したうえで、第二四条に基づいて発行される委員会の年次報告の中に、右の手続の結果の要旨を含めることを決定することができる。

第二一条（国家通報制度）

① 本条約の締約国は、本条約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張する、いずれかの締約国からの通報を委員会が受理し、かつ検討する権限を有することを認めることを、本条の規定に基づいて、いつでも宣言することができる。右の通報は、委員会の当該権限を自国について認める宣言を行なった締約国による通報である場合に限り、本条に規定される手続に従って受理され、かつ検討されることができる。委員会は、この宣言を行っていない国家からの通報であるときは、いかなる通報も、本条の規定に基づいて取

り扱ってはならない。この条の規定により受理される通報は、つぎの手続に従って取り扱う。

(a) 締約国は、他の締約国が本条約を実施していないと認める場合には、書面による通知により、その事態につき、当該他の締約国の注意を喚起することができる。通知を受領する国は、通知の受領の後三か月以内に、当該事態について説明する文書その他の文書を、通知を送付した国に提供する。これらの文書は、当該事態について既にとられ、現在とられており又は将来とることができる国内的な手続及び救済措置に、可能かつ適当な範囲において、言及しなければならない。

(b) 最初の通知の受領の後六か月以内に当該事案が関係締約国の双方の満足するように調整されない場合には、いずれの一方の締約国も、委員会及び他方の締約国に通告することにより、当該事案を委員会に付託する権利を有する。

(c) 委員会は、この条の規定に基づいて付託された事案について、すべての国内的な救済措置が求められかつ尽されたことを確認した後限り、一般的に認められた国際法の原則に従って、付託された事案を取り扱う。ただし、救済措置の実施が不当に遅延する場合、もしくは本条違反の犠牲者たる者に効果的な救済が与えられないであろうような場合は、この限りでない。

(d) 委員会は、この条の規定により通報を検討する場合には、非公開の会合を開催する。

(e) (c)の規定に従うことを条件として、委員会は、この条約において認められる義務の尊重を基礎として事案を友好的に解決するため関係締約国に対し、あっ旋を行なう。この目的のために、委員会は、適当と思われるときは、特別調停委員会を設置することができる。

(f) 委員会は、この条の規定に基づいて付託されたいずれの事案についても、(b)という関係締約国に対し、あらゆる関連情報を提供するように要請することができる。

(g) (b)という関係締約国は、委員会において事案が検討されている間は代表を出席させる権利を有するものとし、また、口頭又は書面により意見を提出する権利を有する。

(h) 委員会は、(b)の通告を受領した日の後一二か月以内に、報告を提出する。報告は、各事案ごとに、関係締約国に送付する。

(i) (e)の規定により解決に到達した場合には、委員会は、事実及び到達した解決について簡潔に記述したものを報告する。

(ii) (e)の規定により解決に到達しない場合には、委員会は、事実について簡潔に記述したものを報告するものとし、当該報告に関係

締約国の口頭による意見の記録及び書面による意見を添付する。

② この条の規定は、本条約の五の締約国が第①項の規定に基づく宣言を行なった時に効力を生ずる。宣言は、締約国が国際連合事務総長に寄託するものとし、同事務総長は、その写しを他の締約国に送付する。宣言は、同事務総長に対する通告によりいつでも撤回することができる。撤回は、この条の規定に従って既に送付された通報におけるいかなる事実の検討をも妨げるものではない。宣言を撤回した締約国による新たな通報は、同事務総長がその宣言の撤回の通告を受領した後は、当該締約国が新たな宣言を行なわない限り、この条の規定に従って受理されることはない。

第二二条（個人通報制度）

本条約の締約国は、ある締約国による本条約の規定違反の犠牲者であると主張し、かつ自国の管轄に服する個人からの通報、もしくは当該個人のためにする通報を、委員会が受理しかつ検討することを認めることを、いつでも、この条の規定に従って宣言することができる。委員会は、宣言を行なっていない本条約の締約国に対する通報を受理してはならない。

② 委員会は、この条の規定に従う通報であつて匿名のもの、又は同委員会によって通報提出の権利の濫用であり若しくは本条約の規定に抵触すると考えられるものは、すべて受理することができないと宣言する。

③ 第②項の規定を留保して、委員会は、この条の規定に基づいて提出されたすべての通報について、本条第①項の規定に基づく宣言を行なひかつ本条約のいずれかの規定に違反していると主張されている本条約の締約国の注意を喚起する。前記の締約国は、六か月以内に、問題を明らかにし、かつ救済手段が存在する場合には、当該国家によって採られた救済手段を明らかにする説明書、又は声明書を委員会に提出する。

④ 委員会は、個人及び関係の当事国によって、もしくは個人のために提出されたすべての情報に照して、この条の規定に基づいて受理された通報を審議する。

⑤ 委員会は、次のことを確認した場合を除き、この条の規定に基づく個人からのいかなる通報も審議しない。

(a) 同一の問題が、他の国際的調査又は解決の手続の下で、審議されたことがなく、かつ現に審議されていないこと。
(b) 当該個人が、利用できるすべての国内的救済手段を尽したこと。この原則は、救済手段の実施が不当に遅延する場合、本条約の違反の犠牲者である個人に対して、効果的な救済をもたらさそうにない場合は、この限りでない。

⑥ 委員会は、この条の規定により通報を検討する場合には、非公開の会合を開催する。

⑦ 委員会は関係当事国及び個人にその意見を送付する。

⑧ この条の規定は、この条約の五の締約国が本条第①項の規定に基づく宣言を行なった時に効力を生ずる。宣言は締約国が国際連合事務長に寄託するものとし、同事務総長は、その写しを他の締約国に送付する。宣言は、同事務総長に対する通告により、いつでも撤回することができる。撤回は、この条の規定に従って既に送付された通報におけるいかなる事案の検討をも妨げるものではない。宣言を撤回した締約国についての、個人からの又は個人のためにする新たな通報は、同事務総長がその宣言の撤回の通告を受領した後は、当該締約国が新たな宣言を行なわない限り、受理しない。

第二三条（委員の特権免除）

委員会の委員、および第二一条第①項の(e)の規定に基つて任命される特別調停委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連条項が規定する、国際連合のための任務を行なう専門家の便益、特権及び免除を享有する。

第二四条（年次報告）

委員会は、この条約に基づく活動に関する年次報告を、締約国及び国際連合総会に対して提出する。

第三部

第二五条（署名・批准）

- ① この条約は、すべての国家の署名に開放される。
- ② この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第二六条（加入）

この条約は、すべての国家の加入に開放される。加入は、国際連合事務総長に加入書を寄託することによって、効力を生ずる。

第二七条（効力発生）

- ① この条約は、二〇番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三〇日で効力を生ずる。
- ② この条約は、二〇番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後、三〇日で効力を生ずる。

第二八条（第二〇条に対する留保）

- ① 各締約国は、この条約の署名又は批准の時、もしくはこの条約への加入の時に、自国が、第二〇条に規定される委員会の権限を認めないことを宣言することができる。
- ② 前条第①項の規定に基づいて留保を行なったいずれの締約国も、いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、この留保を撤回することができる。

第二九条（改正）

① この条約のいずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、この条約の締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国会議の開催についての賛否を同事務総長に通告するよう要請する。右の通告の日から四か月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、困

際連合の主権の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、国際連合事務総長により、承認のため、全締約国に送付される。

② 本条第①項の規定に従って採択された改正は、この条約の締約国の三分の二が、各々自国の憲法上の手続に従って当該改正を受諾したことを、国際連合事務総長に付して通告した時に、効力を生ずる。

③ 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む）により引き続き拘束される。

第三〇条（紛争解決）

① この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で、交渉によって解決することができないものは、それらの締約国のうちいずれか一国の要請によって仲裁に付託される。紛争当事国が、仲裁の要請の日から六か月以内に仲裁の組織について合意に達しない場合には、それらの紛争当事国のうちいずれの一国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

② 各国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の時に、本条第①項の規定に拘束されないことを宣言することができる。他の締約国は、そのような留保をした締約国との関係において、本条第①項の規定に拘束されない。

③ 本条第②項の規定に基づいて留保をした締約国は、国際連合事務総長に対する通告によっていつでもその留保を撤回することができる。

第三一条（廃棄）

① 締約国は、国際連合事務総長にあてた通告書によって、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長による通告受領の日から、一年後に効力を生ずる。

② 前項の規定に基づく廃棄は、当該廃棄が効力を生じた日より前に発生した作為又は不作為について、締約国を、本条約に基づく義務

から免除するものではない。また、廃棄が効力を生ずる日に先立って検討が始められている一切の事案について、検討を継続することを妨げるものでもない。

③ 締約国の廃棄が効力を生じた日以後においては、委員会は、当該国家に関する新しい事案の検討を一切開始しない。

第三二条（国際連合事務総長の通報）

国際連合事務総長は、国際連合の全加盟国及び、この条約に署名し若しくは加入しているすべての国家に対して、以下の事項を通報する。

- (a) 第二五条及び第二六条の規定に基づいて行なわれた署名、批准及び加入。
- (b) 第二七条の規定に基づく本条約の効力発生の日、及び第二九条の規定に基づく一切の改正の効力発生の日。
- (c) 第三一条の規定に基づく廃棄。

第三三条（正文）

① この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託される。

② 国際連合事務総長はこの条約の認証謄本をすべての国家に送付する。

資料 II

拷問およびその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰からのあらゆる人の保護に関する宣言

（筆者仮訳）

第一条（定義）

① 本宣言の適用上、拷問とは、以下の目的のために、肉体的であると精神的であるとを問わず、公務員によって又は公務員のそのかから情報もしくはは自白を得ること、本人が行ないもしくはは行なったとの容疑を受けている行為について本人を罰すること、又は本人もしくは他人を脅迫することである。拷問には、犯罪人の取扱いのための最低基準規則に反しない限りで合法的な制裁のみから生じ、又はそれに内在し、又はそれに付随する痛みもしくは苦しみを含まない。

② 拷問は、残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰の増悪されかつ企まれた形態のものである。

第二条（犯罪）

拷問又はその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰といった行為はすべて、人間の尊厳に対する犯罪であり、国際連合憲章の目的の否定として、また世界人権宣言に宣明された人権及び基本的自由の侵害として、非難される。

第三条（拷問等の不許容）

いかなる国家も、拷問又はその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰を許容し、あるいは黙認してはならない。戦争状態又は戦争開始の脅威、国内政情不安又はその他の一切の緊急事態といった異例の状況といえども、拷問又はその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰を正当化するために援用されることはできない。

第四条（拷問等の防止措置）

各国は、本宣言の規定に従って、拷問およびその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰が自国の領域内で行なわれるのを防止するために有効な措置を執る。

第五条（職業訓練と拷問等の禁止）

法執行官及びその他の公務員で自由を拘束されている者の身柄について責任のある者の訓練は、拷問およびその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰の禁止について充分配慮したものであることを確保する。この禁止はまた、適当なときは、かかる被抑留・拘禁者の拘束又は取扱いにかかわる一切の者の義務及び職務に関して発せられる一般的規則又は指示の中にも含まれる。

第六条（定期的再検討）

各国は、自国の領域において自由を奪われている者の拘束及び取扱いのための規則、ならびに取調べの方法や慣行を、拷問又は残虐、非人道的又は屈辱的な処遇又は刑罰の一切の場合を阻止する目的の下に、定期に再検討する。

第七条（国内刑事立法）

各国は、第一条に定義された拷問のすべての行為が自国の刑法上の犯罪とされることを保証する。拷問における従犯、共犯、教唆犯又は未犯遂となる行為についても同様とする。

第八条（申立権）

公務員による又は公務員のそそのかしによる拷問又は残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰を与えられたと主張する者は何人も、関係国の権限ある当局に申し立て、自己の事案を公平に審議される権利をもつ。

第九条（調査開始）

第一条に定義される拷問行為が行なわれていると信ずるに足りる合理的な理由のあるときはいつでも、関係国の権限ある当局は、公式の申し立てがなくとも、ただちに公平な調査を開始する。

第一〇条（拷問犯容疑者の処罰）

第八条又は第九条に基づく調査の結果、第一条に定義された拷問行為の行なわれたことが明らかになれば、容疑者に対しては、国内法に基づき、刑事手続がとられる。その他の形態の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰についての申し立てが十分に根拠のあるものと思われるときは、申し立てられた容疑者に対しては、刑事上、懲戒上、又はその他の適当な手続がとられる。

第一一条（被害者の救済）

拷問又はその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰の行為が、公務員により又は公務員のそのかしによって行なわれたことが証明されたときは、犠牲者は、国内法の規定に基づき、救済及び補償が与えられる。

第二二条（自白の証拠無能力）

拷問又はその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰の結果なされたものであることが証明された一切の陳述は、当事者又は他のいかなる手続の下におかれた者に対しても、証拠として用いられることができない。

医学倫理原則

(筆者仮訳)

国際連合総会は、

一九七六年二月一三日の総会決議 37/85 が、あらゆる形態の抑留又は拘禁の下におかれている人々を、拷問及びその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰から保護することとの関連で、医学倫理原則案を準備するよう世界保健機関に要請したことを想起し、

世界保健機関の理事会が、一九七九年一月、その第六三会期において、『拷問及びその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰からの人々の保護における保健要員の任務にかかわる医学倫理原則』と題して、国際医療科学機構の理事会によって準備された原則案を付属文書の中を含む『医学倫理綱領の発展』と題した報告の中に盛り込まれている諸原則を支持することとした決定に対する謝意を再度表明し、

経済社会理事会が、総会に対して、その第三六回会期で医学倫理原則案を仕上げるための措置をとることを勧告した、一九八一年五月六日の理事会決議 1981/27 に留意し、

総会が、医学倫理原則案を、その第三六回総会において採択することを目的として同案を審議することを決定した一九八一年二月二十五日の総会決議 36/61 を想起し、

医学専門家又はその他の保健要員が、医学倫理と一致することの難かしい活動に従事している場合が一再にととまらないことを憂慮し、

世界中を通じて、重要な医療活動が、医師としての免許も訓練も受けていない保健要員、たとえば医師補助者、診療補助者、身療師、及び看護従事者によって行なわれることが増えつつあることを認識し、

一九七五年一〇月、東京に於て開催された第二九回世界医学総会で採択された「抑留及び拘禁に関連する拷問及びその他の残虐、非人道的又は屈辱的取扱い又は刑罰に関する、医師のための指針」に謝意をこめて注目し、

東京宣言に従えば、国家ならびに専門家団体及びその他の団体は、保健要員が、拷問又はその他の形態の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱いに協力することを拒否したことに起因する脅迫又は報復から、本人又はその家族を保護するために、適当な措置をとるべきであるとされたことに注意し、

一九七五年二月九日、総会決議 3452 (XXX) として満場一致で採択された「拷問及び残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰からのすべての人の保護に関する宣言」が、拷問又はその他の残虐、非人道的もしくは屈辱的な取扱いもしくは刑罰にかかわる一切の行為を、人間の尊厳に対する犯罪であり、国際連合憲章の目的の否定であり、かつ世界人権宣言の侵害であると宣言していることを再確認し、

決議 3452 (XXX) をもって採択された同宣言の第七条の規定に従えば、各国家は、同宣言の第一条に定義されるあらゆる拷問行為は、その既遂のみならず、従犯、共犯、教唆犯、未遂犯のすべてを自国の刑法上の犯罪とすることを保証していることを想起し、

いかなる状況の下においても、本人がそこから利益を得たか否かにかかわらず、医学倫理に従った医療活動を行なっている限り、何人も処罰されるはならず、もしくは何人も、医学倫理に反する行為を行なうようあるいはそのような仕事を遂行するよう強制されるはならないが、同時に、医学倫理への違背について保健要員、ことに医師が有責とされたときは、当該違背は、当然責任の追及を伴うことを確信

し、この分野において、保健要員、とくに医師及び政府職員によつ実施されるべき一層の基準を確立することを全願し、

本決議に付属せしめられた

① 「拷問及びその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰からの被抑留・拘禁者の保護における、保健要員とくに医師の職務についての医学倫理原則」を採択する。

② すべての政府に対し、自国の公用語による医学倫理原則ならびに本決議をできるだけ広く普及させること、それも特に医学団体及び準医療活動団体の間、および抑留・拘禁の施設の間、できるだけ広く普及させることを要請する。

③ すべての政府間機関、とくに世界保健機関、および関連の非政府間機関に対し、できるだけ広範囲にわたる私人の団体、とくに医療及び準医療の分野で活動をしている私人団体に向けて、この医学倫理原則の広報に努めるよう要請する。

付 属 書

拷問およびその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰からの被抑留・拘禁者の保護における、保健要員とくに医師の職務についての医学倫理原則

原則 〔一〕

被抑留・拘禁者のための医療責任を負う保健要員、とくに医師は、通常人（抑留・拘禁を受けていない者）に与えるのと同質かつ同等の心身の健康保護と病気の治療とを、これらの者に提供する義務を負う。

原則
〔二〕

保健要員とくに医師が、拷問又はその他の残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は刑罰の実行に参加し（従犯）、協力し（共犯）そのかし（教唆犯）、又は準備する（未遂犯）行為に、積極的であれ消極的であれ、加わるとは、医学倫理に対する重大な違反であると同時に、適用可能な国際文書に基づく犯罪である。

原則
〔三〕

保健要員とくに医師が、被抑留・拘禁者との間に、自己の専門とかわりのある関係を持ち、しかもその目的が、当該被抑留・拘禁者の心身の健康の評価、保護、もしくは改善にだけおかれているのではない時は、こうした関係をもつことは医学倫理への違背となる。

原則
〔四〕

保健要員とくに医師の、つぎのような行為は、医学倫理への違背となる。

(a) 抑留・拘禁者の心身の健康に悪影響を与え、もしくはこれらの者の状態に害を及ぼすような方法で、これらの者を訊問するのを援助するために、自己の知識及び技術を用いること。

(b) 被抑留・拘禁者の心身の健康を害する可能性があり、かつ関連する国際文書の規定に基づかない取扱いもしくは刑罰のいずれかの形態に対するこれらの者の適性を証明すること、又はこれらの者の適性の証明に参加すること、又は関連する国際文書の規定に基づかないような一切の取扱いもしくは刑罰の実行に、何らかの形で参加すること。

原則
〔五〕

保健要員とくに医師が、被抑留・拘禁者の拘束に、何らかの形で参加することは、かかる方法が、純粹に医学的な判断基準に照らして、当該被抑留・拘禁者自身の、あるいはその仲間達の、あるいはその監視者達の、心身の健康の保護もしくは安全のために必要であり、かつ

当該方法が当該被抑留・拘禁者の心身の健康に何ら害を及ぼさないものであることが示されない限りは、医学・倫理への違背となる。

原則 [六]

以上の原則からの逸脱は、いかなる理由によるものも認められない。公的緊急事態といえどもその例外ではない。

資料 IV

被拘禁者 (Prisoners) の取扱いのための最低基準規則

序 説

1 以下の諸規則は、刑事施設の模範的制度を詳細に述べようとしたものではない。それらは、現時点における思考の一般的合意と今日の最も充実した制度の基本的要素とを基礎として、被拘禁者の取扱いと施設の運用とにおいて、善き原則かつ善き慣行として一般に受け容れられているものを、述べようとしているにすぎない。

2 世界における法的、社会的、経済的及び地理的条件の極度の多様性にかんがみ、これら諸規則のすべてが、あらゆる場所において、またあらゆる時に、適用可能というわけにはいかないことは、明白である。それらは、しかしながら、それら諸規則が、全体として、国際連合により、適切なものとして受容されている最低条件を表わしているとの認識において、それらの適用を阻害する実際上の困難を克服するための恒常的な努力を活気づけるのに役立つ筈である。

3 他方、これら諸規則は、思考が常に発展しつつある分野に関わっている。それらは、実験や慣行が原則と調和しており、かつ全体としての諸規則の条文から引き出される目的を促進することを求められているときには、そうした実験や慣行を排除するものではない。この

精神において、監獄の中央当局が諸規則からそれることを許容することは、常に正当化されるであらう。

4 (1) 諸規則の第I部は、施設の運営に関わるもので、刑事、民事、裁判前、裁判後を問わず、裁判官によって命令された「治安措置」もしくは懲戒措置に問われている被拘禁者を含めて、あらゆる種類の被拘禁者に適用される。

(2) 第II部は、各節で扱われた特殊な種類（の被拘禁者）にだけ適用される諸規則を収めている。にもかかわらず、A節の諸規則、すなわち判決後の被拘禁者に適用される諸規則は、B節、C節及びD節で扱われる種類の被拘禁者にも、ひとしく適用される。ただし、A節の諸規則とB節、C節及びD節の種類の被拘禁者にかかわる諸規則との間に混同が生じず、かつ、それがこれらの者の利益になることを条件とする。

5 (1) 諸規則は、ボースタル式非行少年再教育施設もしくは懲戒学校といった青少年のために設置された施設の運営を規制しようとするものではないが、しかし一般的には、第I部はこうした施設にもひとしく適用できるであらう。

(2) 若年被拘禁者という種類は、少くとも少年裁判所の管轄の下に入るすべての若年者を包摂する。原則として、このような若年者は、監禁の判決を下されてはならない。

第I部 一般的適用規則

基本原則

6 (1) 以下の諸規則が、公平に適用される。人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生又は他の地位に基づくいかなる差別もあってはならない。

(2) 他方、被拘禁者の属する集団の宗教的信仰及び道徳的戒律を尊重することが必要である。

登録

7 (1) 人が拘禁されているすべての場所において、製本された登録簿が備えられなければならない。登録簿には、頁数を記入し、当該場所で受け入れられている各被拘禁者について、つぎの(a)~(c)の事項が記載される。

- (a) 当人の身元に関する情報。
- (b) 当人の收監理由とそれを命じた当局。
- (c) 当人の受け入れ及び釈放の日時。

(2) 何人も、有効な收監状があり、かつその詳細をあらかじめ登録されることなしには施設に受け入れられない。

各種類（の被拘禁者）の隔離

8 異なる種類の被拘禁者は、それぞれの性別、年齢、犯罪歴、身柄拘束の法的理由、及びその取扱い上の必要事項を考慮に入れて、各別の施設、もしくは施設内の各別の部分に收容される。したがって、

- (a) 男性と女性とはできるかぎり別々の施設に收容する。一施設が男女を收容するときも、女性用に供される施設・設備は完全に隔離されていなければならない。
- (b) 裁判前の被拘禁者は、裁判後の被拘禁者から隔離される。
- (c) 借金のために收容された者及びその他の民事被拘禁者は、刑事犯罪のために收容されている者から隔離される。
- (d) 若年被拘禁者は、成人被拘禁者から隔離される。

生活設備 (Accommodation)

9 (1) 睡眠施設が一人用の房又は部屋であるところでは、各被拘禁者は、夜間は、一人で一つの房又は部屋を占拠する。もし特別な理由——たとえば一時的な定員過剰など——のために、監獄の中央当局が右の原則の例外を作ることが必要となったときも、二人の被拘禁者を二房又は一部屋に入れることは望ましくない。

(2) 共同宿泊所 (dormitory) が使用される所では、そうした状況下で互いに協力するのにふさわしい者として慎重に選ばれた被拘禁者を收容すること。施設の本来的性を維持するため、夜間は定期的監視が行なわれなければならない。

10 被拘禁者の使用に供せられたあらゆる生活施設、およびとくに睡眠施設は、保健に関するすべての要請を充すものでなければならぬ。また、この場合、気候条件、とくに空気の体積量、最小床面積、照明、暖房及び換気に適切な注意が払われることも必要である。

11 被拘禁者が生活し、又は労働することを求められるあらゆる場所で、

(a) 窓は、被拘禁者が自然光でもって読み又は労働できるほど大きく、かつ、人工的換気装置の有無にかかわらずなく外気の取り入れが可能なように作られていなければならない。

(b) 人工照明は被拘禁者がその視力を損なわずに読み又は労働するのに十分なものが与えられなければならない。

12 衛生設備は、すべての被拘禁者が、必要とする場合に清潔でまっとうな方法で、自然の要求を充つことができるために十分なものでなければならない。

13 すべての被拘禁者が、時候にふさわしい温度の時に、季節及び地理上の地域にしたがって、全体の衛生を保つのにふさわしい頻度で——しかし時候のよい時でも最低週一回——入浴し又はシャワーを浴びることができ、かつ入浴し又はシャワーを浴びよう求められるのに十分な、入浴又はシャワーの設置がなければならない。

14 被拘禁者によって通常使用される施設のあらゆる部分は、適切に維持管理され、かつ常に周到な注意をもって清潔に保たなければならない。

個人の衛生

15 被拘禁者は彼らの身体を清潔に保つよう要求される。そしてこの目的のために、彼らは、健康と清潔に必要な入浴・洗面用具と水を供給される。

16 被拘禁者がその自尊心に見合うだけ身だしなみ (good appearance) を保つために、頭髮と髭の適切な手入れの為の便益が提供され、また男性は定期的に顔を剃ることができる。

衣服と寝具

17 (1) 自分の衣服を着用することを許されていないすべての被拘禁者は、氣候に適し、かつ健康を保つに十分な衣類一式を支給される。右の衣類は、いかなる意味においても本人に屈辱又は恥辱を与えるものであってはならない。

(2) あらゆる衣服は清潔でかつ適切な状態に保たれていなければならない。下着は、衛生の維持に必要な頻度で交換されかつ洗濯

される。

(3) 被拘禁者が当局の認める目的のために施設外に移されるといった、例外的な状況にあつては、当人は、本人自身の衣服又はその他の目立たない衣服の着用を許される。

18 被拘禁者が私服の着用を許されるときは、彼らの入所の時に、当該私服が清潔でかつ使用にふさわしいものであることを確保するための取り極めが行なわれる。

19 すべての被拘禁者は、地域的もしくは国家的な基準に従つて、個別の寝台と、個別でかつ十分な寝具とを支給される。これらは支給時において清潔であり、良好な状態に保たれ、かつその清潔さを保つための十分な頻度で交換される。

食 事

20 (1) すべての被拘禁者は、行政当局によって、定時に、健康と体力とを保つのに充分でかつ栄養の偏りのない、良好な状態で準備され給仕された食事を支給される。

(2) 飲料水は、すべての被拘禁者が必要とする時はいつでも、その者の手に入るようにされていなければならない。

運動とスポーツ (Exercise and sport)

21 (1) 屋外労働に従事させられていないすべての被拘禁者は、天候の許すかぎり、日に少くとも一時間は、外気の中で、適切な運動の時間を与えられる。

(2) 若年被拘禁者、及びその他の適切な年齢と身体をもつ者は、右の運動時間内に体育訓練及びリクリエーションの訓練を受ける。この目的のために、空地と、設備と、用具とが支給される。

医療サービス

22 (1) すべての施設においては、少なくとも一名の精神科に関して若干の知識を有する、資格のある医療職員を置き、その分野の治療も提供しなければならない。(施設の) 医療サービスは、当該地域社会又は国家の一般保健行政との密接な連絡のもとに構成される。それらのサービスには、診断のための精神医学的サービス、及び適当な場合には、精神異常状態の治療のための精神医学的サービスを含む。

(2) 専門医の治療を要する病気の被拘禁者は、専門施設もしくは民間病院へ移される。施設内において病院業務が提供されるところでは、その器具、備品および薬品が、病気の被拘禁者の医療手当て及び治療に適切なものであり、かつ適切な熟練要員が待機するものでなければならぬ。

(3) 資格のある歯科要員のサービスが、すべての被拘禁者に提供される。

23 (1) 女性用施設においては、出産前及び出産後に必要な手当てと治療のための特別設備がなければならぬ。施設の外の病院で子供を産むためにできるかぎりの手段が講じられる。監獄（施設）の中で子供が産れたときは、この事實は、出生証明書に記載されない。

(2) 乳幼児が、その母親とともに施設内に留まることを許されたときは、子供達がその母親に面倒を見て貰えない時に、彼等が置かれていたその場所で、彼等の面倒を見るための資格ある人達によって構成される保育所が提供される。

24 医療要員は、すべての被拘禁者を、その入所後出来るだけ早い機会に、それ以後は必要に応じて、診察し、検査する。これは、とくに、心身の病気の発見と、必要な一切の措置をとること、流行性もしくは伝染性の状態にあることを疑われた被拘禁者を隔離すること、および、社会復帰を妨げるような心身の欠陥を見付けること、又、すべての被拘禁者の労働に対する身体的能力を決定することを目的として行なわれるものである。

25 (1) 医療要員は、被拘禁者の心身の健康に気を配り、すべての病気の被拘禁者、病気であると主張するすべての被拘禁者、及び医師が特に注意を払っている一切の被拘禁者を毎日診察する。

(2) 医療要員は、ある被拘禁者の身体的又は精神的健康が、継続的な拘禁そのもの、又は何らかの拘禁の状態によって、損なわれており、あるいは損なわれるであろうと思うときはいつでも、施設の長に（その旨を）報告する。

26 (1) 医療要員は、つぎの諸点について、定期に視察し、施設の長に助言する。

(a) 食事の量、質、用意及び給仕。

(b) 施設及び被拘禁者の衛生及び清潔。

- (c) 施設の衛生設備、暖房、照明及び換気。
 - (d) 被拘禁者の衣服及び寝具の適切さ及び清潔さ。
 - (e) 体育教育及びスポーツに関するルールの遵守。ただし、これらの活動についての技術要員がおかれていない場合に限る。
- (2) 施設の長は、規則25の(2)及び26に基づいて医療要員が提出する報告及び助言を勘案し、そこに盛り込まれた勧告に同意するときは、これら勧告を実施するために直ちに措置を執る。勧告内容が施設長の権限外のものであるか、医療要員の勧告に同意しないときは、施設長は、ただちに彼自身の報告に、医療要員の勧告を添えて、上級官庁にまで提出する。

懲戒と処罰

- 27 規律と秩序とか確実に維持されなければならない。しかし、それらは、安全な拘束と秩序ある集団生活とに必要なもの以上の制約を加えるものであってはならない。
- 28 (1) いかなる被拘禁者も、何らかの懲戒のために、施設の業務に就かせられてはならない。
- (2) 右の禁止は、しかしながら、自治に基づく制度の正常な機能を妨げるものではない。なお、この自治とは、その下で、特定された社会的、教育的もしくはスポーツの活動又は責任が、治療を目的として集団に組み入れられている被拘禁者に対して、監視の下に、負わせられているものである。
- 29 以下の諸事項は、常に、法又は権限ある行政当局によって、決定される。
- (a) 懲戒上の非行を構成する行為。
 - (b) 科せられるべき処罰の型と期間。
 - (c) 右の処罰を科する権限ある官庁。
- 30 (1) いかなる被拘禁者も、右の法又は規則の文言に基づく場合を除いては、処罰されず、また、同一の非行に関して二度処罰されることもない。
- (2) いかなる被拘禁者も、自分が責任を問われている非行について知らされ、かつ自己の防禦のための陳述の正当な機会を与えら

れずに処罰されることはない。権限ある官庁は事案について徹底的な調査を行なう。

(3) 必要かつ可能な場合には、被拘禁者は通訳者を通じて自己の弁護を行なうことを許される。

31 肉体に対する処罰、暗黒房に入れる処罰、及びあらゆる残虐、非人道的又は屈辱的な処罰は、懲戒上の非行に対する処罰としては、完全に禁止される。

32 (1) 密室監禁もしくは減食による処罰は、医療要員が被拘禁者を検査し、文書で当該被拘禁者がそれに耐えるのに適していることを証明しないかぎりには、絶対に科せられない。

(2) 被拘禁者の心身の健康に害を及ぼしうると思われるその他の一切の処罰についても、右と同様とする。いかなる場合にも、かかる処罰は、本規則31に定める原則に違背し、もしくは離反するものではない。

(3) 医療要員は、右の処罰を受けている被拘禁者を毎日訪問し、処罰の終了又は変更が当該被拘禁者の心身の健康上の理由のために必要であると思う場合には、その旨を施設長に助言する。

拘束手段

33 拘束の手段、たとえば手かせ、鎖、鉄丸及び拘束衣などは、処罰としては決して用いられてはならない。そのうえ、鎖又は鉄丸は拘束の用具として使用されてはならない。その他の拘束手段は、以下の場合を除いては、使用されてはならない。

(a) 移送途上における逃走の予防として用いる場合。ただし被拘禁者が司法当局又は行政当局に出頭した時は、それらを取りはずされることを条件とする。

(b) 医療要員の指示により、医療目的で行なわれる場合。

(c) 被拘禁者が当人もしくは他人を傷つけ、又は物品を損壊するのを防止するために、他の制禦方法が役立たないときに、施設長の命令によって行なう場合。この場合、施設長は即時に医療要員と相談し、かつ上級行政当局に報告する。

34 拘束手段の使用の様式と方法とは、監獄の中央当局が決定する。かかる手段は厳密に必要とされる時間より一分でも長く用いられてはならない。

被拘禁者への情報提供と被拘禁者による不服申立

35 (1) すべての被拘禁者は、その入所の時に、彼が属する種類の被拘禁者の取扱いに関する規則、当該施設の規律にかかわる要求事項、情報を求めかつ不服申立を行なうための認可された手段、及びその他彼の権利義務を理解させ、当該施設の生活に適用するために必要な一切の事柄について、文書による情報を供給される。

(2) 被拘禁者が文書のときには、右の情報は口頭で彼に伝えられる。

36 (1) すべての被拘禁者は、週日の各日に、施設の長もしくは自己を代弁する権限のある職員に対して、要求もしくは不服申し立てを行なう機会を与えられる。

(2) (被拘禁者は) 監獄検視官が監獄を視察している時に、要求もしくは不服申し立てを行なうことができる。被拘禁者は、施設長もしくはその他の施設職員の立ち合いなしで、監獄検視官もしくはその他の視察官と話しをする機会を与えられる。

(3) すべての被拘禁者は、内容についての検閲を受けないがしかし所定の形式で、監獄の中央当局、司法当局もしくはその他の適切な官庁に対し、正当な経路を通じて、要求もしくは不服申し立てを行なうことを認められる。

(4) すべての要求又は不服申し立ては、それが明白に軽微であるか理由がないかという場合を除けば、即座に対処され、不当に遅延することなく回答されなければならない。

外部の世間との接触

37 被拘禁者は、所要の監視の下に、その家族及び信頼できる友人と、定期的に連絡することが認められる。右の連絡は、通信及び訪問の双方によものとする。

38 (1) 外国国籍の被拘禁者は、彼が属する本国の外交代表もしくは領事館の代表と連絡するための合理的な便宜を囿られる。

(2) 拘禁中の国家に外交使節もしくは領事をもたない国家の国民である被拘禁者、及び難民もしくは無国籍者である被拘禁者は、彼らの利害を代弁する外交代表又は、かかる者の保護を任務とするいずれかの国家の当局もしくは国際的機関と連絡するための同様な便宜を与えられる。

39 被拘禁者は、新聞、定期刊行物もしくは特別な施設出版物を読むことにより、無線の放送を聴取することにより、講義により、又は行政当局により認可されもしくは統制されている同種の手段の一切により、ニュートズ中の大切な項目について、定期に、知らされていないければならない。

図 書

40 すべての施設は、あらゆる種類の被拘禁者の使用のために、娯楽・教養双方の図書を十分に備えた図書館を設置する。被拘禁者は、図書館の完全な利用を奨励される。

宗 教

41 (1) 施設が宗教を同じくする被拘禁者を相当数收容しているときは、当該宗教の資格ある代表が任命又は承認される。被拘禁者の人数がそれを正当化する程に多く、かつ事情が許すときは、右の措置は、専任の形で行なわれる。

(2) (1)項の規定に基づいて任命又は承認された資格ある代表は、定期に礼拝を行ない、かつ、牧師として適当な時期に同一宗教の被拘禁者を私的に訪問することが許される。

(3) いかなる宗教の資格ある代表と接触することも、被拘禁者に対して拒否されることはない。他方、いずれかの被拘禁者が、何らかの宗教の代表の訪問を拒絶したときは、当人の態度は完全に尊重される。

42 できるかぎり、すべての被拘禁者は、施設内で行なわれる礼拝に出席し、かつ、自己の属する宗派の礼拝書及び教義書を所持することによって、その宗教生活の必要を充たすことが許される。

被拘禁者の所持品の保管

43 (1) 被拘禁者の所有に属するすべての金銭、有価物、衣服及びその他の物品で、施設の規則に基づき、当人が所持することを許されないものは、施設への入所の時に、保護預りの下におかれる。これらの物品の明細書には、当該被拘禁者により署名される。当該物品を良好な状態で保存するための措置が講じられる。

(2) 被拘禁者の釈放に当っては、右の物品の全部及び金銭の全額が、当人に返却される。ただし当人が金銭の使用を許され、あるいは

は施設外へかかる物品を送付することを認められていた場合、又は、衛生上の理由から、衣服のいずれかを廃棄する必要が認められていた場合はこの限りでない。被拘禁者は、返却された物品及び金銭についての受領証に署名する。

(3) 被拘禁者に宛て、外部から送られて来た一切の金銭又は物品についても、同様の取扱いがなされる。

(4) 被拘禁者が何らかの市販薬もしくは薬品を所持していたときには、医療要員が、それらについて、いかに利用するかを決定する。
死亡、疾病、移送等の告知

44 (1) 被拘禁者の死亡もしくは重病、又は当人の重傷、又は精神的傷害の治療のための施設への移送に際しては、施設の長は、当人が既婚者であるときはただちにその配偶者、あるいは最近親者に通知し、また、いかなる場合でも、当該被拘禁者があらかじめ指定したその他の者に通報しなければならない。

(2) 被拘禁者は、その近親者のいずれの死亡もしくは重病についてもただちに知らされる。近親者の危篤の場合には、被拘禁者は、事情が許すかぎり、護衛つき又は単身で、病人の枕頭に赴くことを許可される。

(3) すべての被拘禁者は、自身の収監、又は他の施設への移送について、その家族にただちに知らされる権利を与えられる。

被拘禁者の移動

45 (1) 被拘禁者がある施設へ、又はある施設から移動させられつつある時は、彼らはできるだけ公衆の視線にさらされないよう配慮される。また、いかなる形態のものにせよ、侮辱、好奇及び公開から彼らを守るために、適切な保護措置が講じられなければならない。

(2) 換気もしくは照明の足りない輸送車による被拘禁者の輸送、又は彼らを不必要な肉体的困難にさらすその他一切の方法による被拘禁者の輸送は、禁止される。

(3) 被拘禁者の輸送は、行政当局の負担において行なわれる。また被拘禁者のすべてが平等な条件の下におかれる。

施設職員

46 (1) 収容施設の管理行政は、すべての等級の職員についての慎重な人選を必要とする。なせなら、施設の適切な管理が出来るか出来ないかは、これら職員の人格、人間性、職業的能力及び職務に対する各人の適性に依存しているからである。

(2) 施設行政は、職員及び大衆の心の中に、この仕事が極めて重要な社会の職務であるという信念を、絶えず呼び起し、持続させるよう努めなければならない。そしてこの目的のために大衆に対する広報にはあらゆる適切な手段が利用される。

(3) 右の目的を達成するために、職員は専任の施設職員として任命され、良好な勤務、能率、身体的能力のみを条件として、定年まで、公務員としての身分を保障される。給与は職務にふさわしい男女を確保するために充分なものを支給される。雇用に関する諸手当、及び提供を受けるサービスの条件は、職務のきびしさを勘案した有利なものでなければならない。

47 (1) 職員は充分な水準の教育と知性をもっていなければならない。

(2) 職務に就く前に、職員はその一般的及び特定の職務に関して訓練課程を与えられ、理論及び実務に関するテストに合格することを要求される。

(3) 職務に就いてから後、及びその職務に就いている間は、職員は、適当な間隔において実施される在職者研修の課程に出席することにより、その知識と職業能力を維持し、かつ改良しなければならない。

48 職員的全構成員は、常に、被拘禁者の模範となつて彼らに良い影響を及ぼし、彼らの尊敬をかちうるようにふるまい、その職務を遂行する。

49 (1) できるかぎり、職員には、精神科医、心理学者、社会事業家、教師及び職業訓練家といった専門家を充分に含んでいなければならない。

(2) 社会事業家、教師及び職業訓練家の仕事は、恒常的に提供されなければならない。ただし、このことは、これらの仕事は、パート・タイマー又は奉仕活動家によつて提供されてはならないというわけではない。

50 (1) 施設の長は、性格、行政的手腕、適切な訓練及び経験によつて、その職務に対する充分な適性を備えなければならない。

(2) 施設長はその全時間を職務に用いるべきで、パート・タイムで任命されてはならない。

(3) 施設長は施設の敷地内、もしくははそのすぐ近辺に居住しなければならない。

(4) 二つ以上の施設が一人の施設長の管轄の下におかれる時は、当該施設長は、頻繁に各施設を訪問しなければならない。責任ある

住み込み職員が各施設の管理責任を負う。

51 (1) 施設長、その補佐、及び施設のその他の職員の過半数が、被拘禁者の最大数が使用する言語、もしくは彼らが理解することのできる言語を話すことができればならない。

(2) 必要なときは、いつでも、通訳業務が提供される。

52 (1) 一人以上の専任の医療要員の業務を必要とするだけの大きさをもつ施設では、少くともその一人は施設の敷地内もしくはそのすぐ近辺に居住しなければならない。

(2) その他の施設では、医療要員は、毎日施設を訪問し、緊急の場合には遅滞なく出勤することができるだけの近さのところに居住する。

53 (1) 男女を収容する施設においては、女性専用と指定された施設の部分は、当該施設のその部分のあらゆる場所の鍵を保管する責任ある女性職員の支配の下におかれる。

(2) いかなる男性職員も、女性職員の同伴がなければ、施設内のこの部分に立ち入ることができない。

(3) 女性被拘禁者は、女性職員によってのみ監視され、監督される。このことは、しかしながら、男性の施設要員、とくに医師や教師が女性専用施設もしくは施設部分でその専門的職務を遂行することを排除するものではない。

54 (1) 施設の職員は、被拘禁者との関係においては、自衛のためもしくは逃亡未遂の場合、又は法もしくは規則に基づく命令に対する積極的もしくは消極的抵抗の場合以外は、実力行使してはならない。実力行使にうったえた職員は、その実力を必要最小限のものにとどめ、かつその出来ごとをただちに施設の長まで報告しなければならない。

(2) 監獄職員は、攻撃的な被拘禁者を抑制することができるよう特別な身体訓練を与えられる。

(3) 特別な状況下にある場合を除き、被拘禁者とじかに接することのある任務に従事している職員は、武器を携行しない。そう
え、職員は、その使用方法を訓練されなにかぎり、いかなる場合にも武器を支給されない。

点 検

55 定期の点検が、権限ある当局によって任命された資格のあるかつ経験のある検査官により、刑事施設およびその業務について行なわれる。検査官の任務は、とくに、これらの施設が現行法規に基づき、かつ刑事及び矯正業務の目的を實現する見地で管理運営されることを確保することである。

第II部 特種な被拘禁者に適用される規則

A 判決後の被拘禁者

指導の原則

56 以下の指導の諸原則は、刑事施設を管理運営して行くための精神と、刑事施設が目標とすべき目的とを示そうとしたものであり、かつこの文書の序説1の下に行なわれた宣言に基づくものである。

57 収監その他、犯罪者を外部の世界から隔離することとなる諸措置は、当該者からその自由を剝奪することにより、自決の権利を当人からとりあげることとなるといふまさにその事実によって、人を苦しめるものなのである。したがって監獄の制度は、正当化されうる隔離又は規律の維持にともなうものを除いて、このような状況にともなう苦痛を増大させるものであってはならない。

58 投獄もしくは自由を剝奪する類似的措置を定める判決の目的ならびに理由づけは、窮極的には社会を犯罪から守るということである。この目的は、犯罪者が社会に復帰したときに、遵法的かつ自立的生活を営む意思があるだけでなく、現実にならざるようになるだけの投獄期間ができるかぎり確保されるように用いられるときにのみ達成されることができよう。

59 この目的のために、施設は、あらゆる矯正的、教育的、道徳的、精神のおよびその他の力と適切かつ利用可能な援助の形態とを利用して、また被拘禁者の個々の治療（取扱い）上の必要に応じてそれらを適用するべく探求しなければならない。

60 (1) 施設の管理形態は、収容所内の生活と自由な生活との間に存する一切の落差を最小限にするよう求められなければならない。なぜならば、この落差は、被拘禁者の責任（感）ないしは人間としての彼らの尊厳に基づく尊重を減少せしめる傾向をもたすからである。

(2) 刑期を満了するに先立って、被拘禁者が通常の社会生活に徐々に復帰することを確実にするために必要な段階が経られるよう

にすることが望ましい。この目的は、場合により、同一の施設内もしくは他の適切な施設内において組織化された仮釈放制度により、又は、警察に委ねられてはならないが、実効性のある社会的援助と結合した何らかの種類の監督の下におかれる、裁判による釈放（制度）によって達成されうる。

61 被拘禁者達の所内での取扱いは、彼らを社会から隔離することに力を入れるのではなく、彼らが社会の一部でありつつけさせることに力を入れるべきである。地方共同体の機関は、したがって、被拘禁者を社会復帰させるという責務において、施設の要員を援助することが可能なかぎり、協力を求められる。すべての施設は、被拘禁者とその家族及び被拘禁者と価値ある社会機関、それぞれの間に望ましい関係を維持し、かつその関係を改善することを任務としている社会事業家との間に、連係がなければならぬ。法及び判決の範囲内で最大限に、被拘禁者の民事の利益に関する諸権利、社会保障上の権利及びその他の社会的受益権を守るために、手段がとられねばならない。

62 施設の医療業務は、被拘禁者の復帰を妨げうる心身の疾病もしくは欠陥を探り出すことにつとめ、かつ治療するものでなければならぬ。あらゆる医学的、外科的、精神医学的治療がこの目的のために行なわれる。

63 (1) これらの原則を遵守することは、被拘禁者の治療（取扱い）の個別化を必要としており、そしてこの目的のために彼らを集団に分類するためには柔軟な制度が求められる。したがって、又、各集団の治療（取扱い）に適した別々の施設に、これらの集団が分散させられることが望ましい。

(2) これらの施設では、すべての集団のために同じ程度の保安（逃亡防止）を与える必要はない。それぞれの集団に対し、それだけ必要な程度の保安（逃亡防止）を確保することが望ましい。施設が被拘禁者の逃亡に備えた保安手段を一切講じず、入所者の自律のみ依存するというまさにその事実によって、格子なき牢獄といわれる施設は、慎重に選ばれた被拘禁者の更生のためにもっともいい条件を作り出す。

(3) 閉鎖された施設に收容される被拘禁者の数は、彼らの取り扱いの個別化を阻害する程大きいものではないことが望ましい。幾つかの国では、かかる施設の收容者数は五百名を越えてはならないと考えられている。開放施設では、收容者数はできるだけ少ないのがよい。

(4) 他方、適切な便益が提供できないほど小さな施設を作ることは望ましくない。

64 社会の義務は、被拘禁者の釈放を以って終了するのではない。したがって、釈放された被拘禁者には、彼に対する偏見をなくし、彼の社会復帰を促進するための能率的な事後補導をすることのできる政府機関又は民間機関がなければならない。

治療（取扱い）

65 収監もしくはこれと同様の措置に処する旨の判決を受けた者の治療（取扱い）は、判決の定める期間が許すかぎり、釈放後に遵法的かつ自立的生活を営む意思を彼らの中に確立させ、かつそのように実行できるよう彼らを適応させることを目的としている。したがって彼らの治療（取扱い）は、その自尊心を助長し、その責任感を発達させるようなものでなければならない。

66 (1) これらの目的のために、あらゆる適切な方法が利用されるが、そこには、それが可能な国にあっては宗教的保護、教育、職業指導及び職業訓練、ソーシャル・ケースワーク、就職相談、身体の鍛練、及び道徳性の強化が含まれる。これらの方法は各被拘禁者の個別の必要に基づき、また、本人の社会的経歴及び犯罪歴、本人の心身の能力及び性向、本人の氣質、判決の定める収容期間及び釈放後の見通し、などを考慮に入れて利用される。

(2) 適当な判決期間収容されるすべての被拘禁者のために、施設の長は、本人の入所後できるだけ早い機会に、前項に規定されたすべての事項についての完全な報告を受ける。右の報告は、当該被拘禁者の心身の状態についての医療要員、できれば精神科医による報告を、常を含むものとする。

(3) 報告及びその他の関連資料は、各人の記録の中に入れられる。この記録は、いつも更新され、必要が生じたときはいつでも責任ある職員によって閲覧できるように分類されていなければならない。

分類と個別化

67 分類の目的は以下の通りである。

(a) その犯罪記録又は悪質な性格の故に、他に悪い影響を与えそうな被拘禁者をその他の者から隔離するために。

68 (b) 被拘禁者達の社会復帰を目指した彼らの治療（取扱い）を促進するため、彼らを幾つかのクラスに分けるために。
できる限り、各別の施設もしくは施設内の各別の場所が、異なったクラスの被拘禁者の治療（取扱い）に使用される。

69 適切な収容期間を定める判決の下に於いては、各被拘禁者の入所の後、また当該各被拘禁者の人格を研究した後、できるだけ早い機会に、本人の個人的必要、本人の能力、及び本人の性格について入手された知識に照らして、治療（取扱い）計画が、当該被拘禁者について用意される。

特 権

70 異った種類の被拘禁者、及び異った方法の治療（取扱い）のためにふさわしい特権の制度が、すべての施設において確立される。これは、被拘禁者に善行をすすめ、責任感を発達させ、彼らの治療（取扱い）に対する関心と、彼らの間での協力を確保するためのものである。

作 業（労働）

71 (1) 施設内の労働は、苦痛を与えるものであってはならない。

(2) 判決を受けたすべての被拘禁者は、医療要員によって決定される彼らの心身の適性に依りて、労働することを要求される。

(3) 有用性のある仕事が十分に、通常の作業日に被拘禁者が積極的に従事することができるように提供される。

(4) 提供される仕事は、できるだけ、釈放後の正味の生活費を稼ぐだけに被拘禁者の能力を維持し、あるいは増加させるものでなければならぬ。

(5) 有用な取引についての職業訓練が、そこから利益を得ることの出来る被拘禁者、とくに若年の被拘禁者に提供される。

(6) 正当な職業の選択、および施設の管理と規律とに基づき要請に反しない範囲内で、被拘禁者達は、彼らがやりたいと望む労働のタイプを選択することができる。

72 (1) 施設内における労働の組織及び方法は、被拘禁者を通常の職業生活の条件になれさせるために、できるだけ、施設外の同種の労働のそれに類似させる。

(2) 被拘禁者及び彼らの職業訓練への関心は、しかしながら、施設内の産業から財政的な利潤を産み出す目的のために、抑圧されてはならない。

73 (1) 望むべくは、施設の産業及び農場は、行政当局により直接に運営されるべきであり、民間の受託契約によって運営されるべきではない。

(2) 被拘禁者が、行政当局によって支配されるのではない労働に従事しているところでは、彼らは常に施設の職員の下におかれていなければならない。当該仕事は、政府の他の部局のためのものでないかぎり、その仕事に対する通常賃金の全額が、当該労働を提
供された者によって、行政当局に対し、支払われなければならない。この際、被拘禁者の生産品について配慮されるのは当然である。

74 (1) 自由な労働者の安全と健康を守るために実施される予防措置が、施設内においても等しく執られなければならない。

(2) 被拘禁者を、職業病を含む産業災害から、法律により自由な労働者に与えられるのと同様な程度で、保護するための規定が作られる。

75 (1) 被拘禁者の一日当り及び週間の最長労働時間が、自由労働者の雇用に関する地元の規則又は慣習を考慮して、法律又は行政規則によって定められる。

(2) 右によって定められる労働時間は、一週間に一日の休日と、教育ならびに、被拘禁者の治療（取扱い）及び更正の部分として要求されるその他の活動のための十分な時間とを残していなければならない。

76 (1) 被拘禁者の作業については、衡平な報酬の制度がなければならない。

(2) 右の制度の下に、被拘禁者は、彼らの稼ぎの少くとも一部を、自らの使用のために承認された物品の購入にあて、またその稼ぎの一部を自分の家族に送金することを認められる。

(3) 右の制度は、また、被拘禁者の釈放の時に当人に手渡される貯金を積み立てるために、彼らの稼ぎの一部が行政当局によって天引きされることを定めていなければならない。

教育及びリクリエーション

77 (1) 高等教育を受けるに値いするすべての被拘禁者には、それか可能な国家における宗教教育を含めて、一層の教育が与えられる。文盲及び若年被拘禁者の教育は、義務教育とし、特別な注意が、行政当局により、それに対して払われなければならない。

(2) 実現可能なかぎり、被拘禁者の教育は、当該被拘禁者がその釈放後も困難なくその教育を受け続けることができるように、国の教育制度の中に組み込まれていなければならない。

78 リクリエーション活動及び文化活動が被拘禁者の心身の健康のために、すべての施設において提供される。

社会との関係と事後補導

79 被拘禁者とその家族との関係がその双方にとって最も望ましい形で維持され、かつ改善されるように、特別な注意が払われる。

80 被拘禁者の判決期間の開始の時から、釈放後における当人の将来についての配慮がなされ、当該被拘禁者は、その家族及び本人自身の社会復帰のための最良の利益を促進するような関係を施設外の人や機関との間に維持し、もしくは確立するように、奨励され、かつ援助される。

81 (1) 政府のものであれその他のものであれ、社会において釈放後の被拘禁者が自分自身を再確立することを援助する業務ならびに担当機関は、可能なかぎりにおいて、釈放された被拘禁者が適切な書類ならびに身分証明書を与えられ、ふさわしい家庭と仕事を持ち、気候及び季節を考慮した適切かつ十分な衣服を与えられ、彼らの落ち着き先に到着し、釈放後の当面の生活を維持するのに十分な小遣いを所持することを確保しなければならない。

(2) 右の諸機関の承認された代表は、施設及び被拘禁者に対する必要なあらゆる接触を保ち、当該被拘禁者の判決の当初から当人の将来についての相談に与るものとする。

(3) 右の諸機関の活動は、それらの努力が最大限に利用できるように、可能なかぎり、集中されもしくは協調されていることが望ましい。

B 狂気又は精神異常の被拘禁者

82 (1) 狂気と判定された者は、監獄内に抑留されてはならない。このような者は、できるだけ早急に精神病施設に移送されるよう、措置が講じられる。

(2) それ以外の精神病もしくは精神異常に苦しむ被拘禁者は、病院経営の下におかれた専門的施設において観察されかつ治療される。

(3) 監獄に入れられている間は、このような被拘禁者は、医療要員の特別な監視の下に置かれる。

(4) 刑事施設における医学的もしくは精神医学的業務は、かかる治療を必要とする他のすべての被拘禁者の精神医学的治療のために提供される。

83 必要な場合は、（被拘禁者の）釈放後の精神医学的治療の継続及び社会精神医学的事後措置の提供を確保するために、適切な機関との取り極めによって、手段が講じられることが望ましい。

C 留置中もしくは未決勾留中の者

84 (1) 当人に対する犯罪容疑を理由として逮捕もしくは収容されている者で、警察の留置場又は未決勾留場に抑留中で、裁判及び判決を終っていない者は、以下、これら諸規則においては「裁判前の被拘禁者 (untried prisoners)」と呼ぶこととする。

(2) 有罪の判決を受けていない被拘禁者は、無罪の推定を受け、そのように取り扱われなければならない。

(3) 個人の自由の保護に関する法原則を侵すことなく、又は裁判前の被拘禁者に関して遵守されるべき手続きを定める法原則を侵すことなく、これらの被拘禁者は、以下の諸規則に規定される特別制度により、同制度の本質的要請事項においてのみ便宜を受ける。

85 (1) 裁判前の被拘禁者は、裁判（判決）後の被拘禁者から隔離される。

(2) 裁判前の被拘禁者は、成人から隔離され、かつ原則として別の施設に収容される。

86 裁判前の被拘禁者は、成人から隔離され、かつ原則として別の施設に収容される。ただし、当地の気候に従がい、地域で異なる慣習のあるときはこのかぎりでない。

87 施設内の秩序を乱さない範囲内で、裁判前の被拘禁者は、彼らがそれを望む場合は、その食事を自費で施設の外部から購入することができる。右の食事購入は、当局を通じ、もしくは彼らの家族又は友人を通じて行なう。彼らが食事を自費で購入しないときは、当局が彼

らの食事を支給する。

88 (1) 裁判前の被拘禁者は、その私服が清潔であり適當であるときは、それを着用することを認められる。

(2) 裁判前の被拘禁者が、施設の制服を着用する時は、その制服は、判決後の被拘禁者に支給されるものと異なるものでなければならぬ。

89 裁判前の被拘禁者は常に労働の機会を提供されるが、労働することを要求されてはならない。もし当該被拘禁者が労働することを選んだときは、彼は当該労働に対する賃金を支払われなければならない。

90 裁判前の被拘禁者は、自費もしくは他人の負担において、司法行政上の利益ならびに当該施設の保安及び秩序と調和するような図書、新聞、筆記用具、およびその他のひまつぶし道具を購入することが許される。

91 裁判前の被拘禁者は、彼の申請に合理的根拠があり、かつ、彼がその費用一切を支弁することができるときは、かかりつけの医師もしくは歯科医師を呼び、その治療を受けることが許される。

92 裁判前の被拘禁者は、自身の抑留について、ただちにその家族に通報することを許され、かつその家族及び友人と連絡し、彼らからの訪問を受けるために、あらゆる合理的な便宜を凶られる。ただし司法行政上の利益及び当該施設の保安と秩序のために必要な限度での制約及び監視を受けることを条件とする。

93 裁判前の被拘禁者は、自身の立場を防禦するために、そういうものがある時は無料の法律相談を申請し、かつ彼の弁護を目的として当人の法律助言者（弁護士）から、親展の指示を準備し、手渡すための訪問を受けることが許される。こうした目的のために、裁判前の被拘禁者は、当人がそれを望むときは、筆記用具を支給される。被拘禁者とその弁護人との接触は、面接を旨とするが、警察官もしくは施設の職員が立ち合うものとする。

D 民事上の被拘禁者 (Civil prisoners)

94 法律が債務のための投獄を許可している国家において、又はその他の非刑手続の下での裁判所の命令により、施設に収容され

ている人々は、彼らの逃亡を防ぎ、秩序を維持するのに必要なものより以上の制約もしくは厳格な取扱いを与えられてはならない。施設内における彼らの取扱いは、裁判前の被拘禁者に与えられるものよりもひどいものであつてはならない。しかしながら、彼らには労働することを求められることがありうることを例外とする。

三 罪科なくで逮捕され、もしくは抑留されている者

95 市民的及び政治的権利に関する国際規約第九条の規定を害することなく、罪科なく逮捕もしくは抑留された人々は、第一部及び第二部C節の規定に基づき保護と同種の保護が与えられる。第二部A節の関連規定も、その適用が拘束された人々のこの特殊集団の利益に通じるときは、同様に適用される。ただし、再教育や更正が、何らの刑事犯罪責任をも問われていない人々に対して、いささかなりとも適切であることを暗示するような措置が執られないことを条件とする。